

わが国世帯における消費税の負担水準

Effective Burdens of VAT by Japanese Households

2010年10月

一橋大学経済研究所世代間問題研究機構 特任教授 高山 憲之
三菱総合研究所政策・経済研究センター 主席研究員 白石 浩介

要 旨

消費税率引き上げに際しての負担軽減策としては、①消費税における複数税率と、②所得税における給付つき税額控除、の2つが有力案となっているが、その具体的な制度設計のためには消費税負担の現状を正確に把握する必要がある。

わが国世帯における消費税負担額については、現行税率5%において年額で平均13万円程度であると、従来、考えられてきた。ただ、その水準には過少推計の恐れがある。そこで本研究では、従来推計に関する補正方法を案出し、新たに年額で平均18.6万円という推計結果を得た。さらに、年間収入が低い世帯（第Ⅱ10分位）における消費税負担額は、やや少なく、年額10万円程度である。負担軽減策の対象となるのは低所得世帯なので、この年額10万円程度の負担が制度設計のさいには参考になるだろう。

給付つき税額控除の制度においては、収入と世帯人数を基準として給付額の算定がなされる。本研究では、低所得世帯の1人当たり消費税負担額は平均で年額3～6万円程度であるという推計結果を得た。

* 本研究は、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターが提供している『全国消費実態調査』（2004年）の秘匿処理済マイクロデータを用いて行った。総務省統計局および一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター（中沢庸介助教）のご協力に対して心より厚くお礼申し上げる。

1. はじめに

1954年にフランスで創設され、1970年代から各国で導入が相ついで付加価値税（VAT, Value-Added Tax）は、現在では世界140カ国以上で採用され、OECD諸国30カ国中ではアメリカ合衆国を除く29カ国において基幹税として機能している¹。わが国では、抜本的税制改革における有力な選択肢の1つとして1980年頃から検討が開始され、1989年に付加価値税の1タイプであるとみなすことができる消費税が税率3%で創設された。その後、1997年には消費税率が2%引き上げられて5%²となり、現在に至っている。周知の通り、現在、わが国では政府部門が巨額の財政赤字を抱え、財政再建が喫緊の課題となっているが、その財政再建のための切り札として期待されているのが消費税率の引き上げである。消費税が持つ税源力の大きさ、幅広い世代に負担を求める特性、民間の投資活動に対して抑制的に働かないといった諸点への期待が大きい³。2010年7月に実施された参院選挙においても、消費増税が選挙争点として話題を集めた。

消費税は中立性、簡索性には優れている一方、低所得世帯の税負担が相対的に重いという逆進的な構造にあり、公平性という点において難点があるといわれる。租税および社会保障負担は、社会保障給付もあわせて全体として判断すべきものであり、消費税における逆進性をそれだけで問題視すべきではない。ただ、国民各層における消費税に対する根強い反発の主たる原因は、消費税における逆進性にある。

付加価値税導入前の物品税における税率が財・サービスごと異なっていた欧州各国では、付加価値税でも複数税率を広く採用している。しかし、複数税率はコンプライアンス・コスト（徴税費用及び納税協力費用）の上昇をもたらし、逆進性の解消には、それほど役立っていない⁴。そういう事実もあり、1980年代以降に付加価値税を導入した諸外国では単一税率としたところが多い⁵。

一方、所得税における消失控除の仕組みを活用し、低所得者層を対象に給付金もしくは税額控除を支給するのが給付つき税額控除である。その導入目的の1つとして挙げられているのが、消費増税に伴う負担増の緩和である。その場合、税額控除を具体的に算定するためには、収入階層別や世帯類型別にいかなる消費税負担の状況にあるかを把握する必要がある^{6,7}。

本稿では、収入や年齢等の類型に着目しながら、世帯における消費税の負担額を、総務省『平成16年全国消費実態調査』の匿名データを用いてマイクロベースで推計する。全国消費実態調査や総務省『家計調査』を利用して消費税の負担水準を検討した先行研究は多い。その基本的な推計方法は、世帯における費目別の消費支出を消費税の課税対象品目と非課税品目に区分した上で、課税品目の消費支出額に5/105を乗じて消費税負担額を求めるというものである⁸。ただ、この推

¹ OECD(2008)を参照。

² うち1%は地方消費税であるが、本稿では簡略化して、5%すべてを「消費税」と呼ぶ。

³ 渡辺（2006）を参照。

⁴ 物税である消費税は購入者を選ばないので、消費税における複数税率が逆進性の緩和に寄与するためには、収入の多寡により家計が購入する財・サービスの中身が異なる必要がある。ただ、先進国では、その中身にそれほど違いがない。

⁵ Ebrillほか(2001)を参照。

⁶ 例えば、高山（2010）では、年金目的消費税に関する試算を行っている。

⁷ 給付付き税額控除と複数税率を比較した考察としては、白石・東（2010）を参照。

⁸ たとえば、橋本（2010）、八塩・長谷川（2008）をみよ。簡便法ながら、財務省、民間シンクタンク等による

計方法には過少推計のおそれがある（村澤・湯田・岩本（2004）参照）。家計調査および全国消費実態調査は、わが国世帯の家計簿を利用しているが、耐久消費財を中心とする購入頻度が低い支出費目に関しては支出額が過小推計となっており、これがSNA統計における民間消費支出との間で少なからぬ乖離を招いている⁹。そのため家計調査および全国消費実態調査に記載された費目別データを直接利用した消費税負担額の推計は、実際の負担額を下回っているおそれが大きい。

村澤ほか（2004）は、費目別の消費支出に対応した消費税負担額については家計調査に依拠しつつ、総額については税務統計を用いて、税負担額を補正している。ただ、この推計方法には若干の改善余地がある。税務統計からは家計が負担する消費税が分からないからである。消費税が想定する最終負担者は家計であるが、実際には政府消費、公共事業などで政府部門が支払っている消費税もある。加えて非課税品も存在するので、消費者に転嫁されずに企業が負担している消費税もある。つまり、税務統計が示す総額データから家計による負担部分を分離することは、容易ではない。

そこで、本稿では、家計調査における費目別支出額を、SNA統計における費目別支出額と照合しながら拡大補正する。そして、その補正に基づいて消費税の負担水準を推計する。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、全国消費実態調査における世帯別の消費支出データの補正方法について解説する。第3節では、補正によって得られた換算係数を用いて各世帯における消費税負担額を推計する。第4節では、本稿で用いた全国消費実態調査の匿名データ（個票利用）の特性を活かして、公刊統計では得ることが少ないクロス集計（収入階層と年齢階層のクロス集計など）を行い、その推計値を示す。第5節は、本稿のまとめである。

2. 世帯支出の補正方法

2. 1 補正方法の考え方

まず、SNA統計における民間最終消費支出を全国の世帯数で除することにより、1世帯当たりの平均支出額を算出する。そして、その算出額と全国消費実態調査における1世帯当たり平均消費支出を比較して、SNAベースの消費支出に一致させるための換算係数を求める。これが、本稿における推計方法の基本的な考え方である。換算係数は費目別に細かい方が望ましいものの、SNAベースの公表値において細分化された支出データを得ることができるのは、内閣府「SNA産業連関表」における87部門別の家計消費額である¹⁰。そこで、全国消費実態調査における費目別支出額を87部門に分類した上で、これをSNA産業連関表データと比較することにより、87部門別の換算係数を得ることとした。

ところで、SNA統計における民間最終消費が、家計調査や全国消費実態調査が示す消費額を大きく上回る理由は何か。それは、SNA統計が、財・サービスの供給側の統計群を用いて消費支出を推計していくコモディティ・フロー法を採用しているからである。コモディティ・フロー法で

消費税負担額の推計方法も同じである。

⁹ 日本の家計調査結果には特定の支出費目に偏りがある。この測定誤差の問題は日本ではよく知られている。宇南山（2009）、岩本・尾崎・前川（1995）を参照。

¹⁰ 白石（2010）では、国民所得統計を利用して10大費目別の換算係数を試算した。

は、工業統計、機械統計、事業所・企業統計、農林水産統計など生産側からアプローチする統計資料から品目別の出荷額を得て、これに所要の改変を施すことにより、民間最終消費額を得ている¹¹。これが支出側と供給側に差異が生じる主要な原因である。

2. 2 補正方法の具体的手順

(1) SNA ベースの1世帯当たりの消費支出

SNA産業連関表における2004暦年の家計消費額（帰属家賃を除く）は230.5兆円である。これを2004年時点の国勢調査ベースの一般世帯数4,861万世帯¹²で除すと、1世帯あたりの年間平均消費額は4,743千円となる。これを87部門別に分割する。

(2) 全国消費実態調査における産業格付け

既述の通り、本稿で集計に用いたのは総務省「平成16年（2004年）全国消費実態調査」の匿名データ（47,797件）である。単身世帯および2人以上世帯を合わせた総世帯ベース（国勢調査における一般世帯にほぼ一致）の費目別1世帯あたりの支出額を算出し、これを年額換算する。なお全国消費実態調査の支出項目には「こづかい（使途不明）」が存在している。そこで全国消費実態調査の付帯調査である「個人的な収支結果表（公刊値）」を用いて、「こづかい」の品目を分割する¹³。

全国消費実態調査の支出額は細分類レベル（約400項目）で得られる。これを本稿ではSNA産業連関表に対応させるため、87部門別に集計する。

比較対象となるSNA産業連関表は生産者価格表示である。購入者価格表示である全国消費実態調査の集計値への換算に際して、総務省「平成17年（2005年）全国産業連関表」における運輸マージンおよび商業マージンを利用した。

(3) 換算係数の試算結果

87産業分類のうち、そもそもSNA産業連関表において消費支出が計上されていない部門数が17ある。加えて全国消費実態調査からは該当する費目が得られなかった部門数が6あった。その結果、本稿で実際に換算係数を得た産業別部門数は64である。

試算結果によると、1世帯当たりの平均消費支出について、全国消費実態調査のデータ群からSNAベースの民間消費に変換するための換算係数は全体として1.57となった。そのうち耐久消費財関連では、一般機械が3.99、電気機械が3.70、輸送用機械が2.85となった（表1参照）。この推計結果からは、全国消費実態調査から得られる購入額をかなり拡大補正する必要があることが示唆される。

=== 表1が入る ===

¹¹ SNA統計の作成方法については内閣府(2006)、内閣府(2007)を参照。

¹² 2000年および2005年国勢調査結果を線型補完した。

¹³ この方法はSNA統計の作成手法と同じである。こづかいは、食費、教養娯楽費、雑費への支出が多い。

3. 消費税の負担水準—単純集計結果

3. 1 世帯の収入階層別にみた消費税の負担水準

これまでの検討から得た換算係数を、全国消費実態調査の匿名データに当てはめ、これをもとに世帯類型別の消費税負担額を算出した。消費税の非課税品目は、「家賃」「地代」「火災保険料」「医薬品」「医科診療代」「歯科診療代」「出産入院料」「他の入院料」「整骨・鍼灸」「他の医療保険サービス」「自動車保険料」「自動車保険料以外の輸送機器保険料」「授業料等」「教科書・学習参考教材」「葬儀関係費」「非貯蓄型保険料」「保育所費用」「介護サービス」とした。また、消費税の実効税率は、(消費税負担額/世帯の年間収入)¹⁴と定義している。

推計結果によると、従来型の換算なし消費データに基づく1世帯当たりの平均消費税負担額は年額13.7万円である。それに対して、新たに得た換算あり消費データに基づく消費税負担額は年額で平均18.6万円となった。両者の比率は1.36倍である(図1)。全体の消費税負担額に比べると、食料品だけに限定した消費税負担額の方が両者の乖離は小さい¹⁵(図2)。ちなみに食料品関係(農林水産業および食料品製造業の生産物)の消費税負担額は4.9万円であった。

新たに得られた換算後の消費税負担額は、世帯収入が少ない第I分位8.0万円(うち食料品関係2.6万円)、第II分位11.5万円(同3.3万円)である一方、第IX分位25.3万円(同6.4万円)、第X分位32.8万円(同7.8万円)となっていた。収入の多寡による消費税負担額の格差は10分位データでみるかぎり3~4倍程度である。なお、実効税率は第I分位6.0%、第II分位4.8%、第IX分位2.7%、第X分位2.3%と低下しており、従来の仮説どおり、消費税負担は逆進的になっていた(表2、表3)¹⁶。

わが国では現在、消費税率の引き上げと、その際における低所得者向け負担軽減策の必要性が指摘されているものの、その具体的水準に関する議論は今のところきわめて少ない。そこで、上記試算で得られた消費税負担額に基づいて以下、簡単な例示をいくつかしてみよう。世帯収入10分位階層において下から2番目に位置する第II分位では、現行税率5%の消費税負担額は年額で平均11.5万円、うち食料品関係が3.3万円である。現行消費税における負担を最大限に軽減する場合、この世帯層には最大で年額10万円強を給付することが一案となる¹⁷。生活必需品のうち食料品だけを負担緩和の対象にするならば年額3万円強が給付額となる。また、現行税率5%分については低所得者にもその負担を要請しつつ、それを超える税率の引き上げ分について負担軽減策を講じる場合、税率が3%だけ引き上げられて8%となった場合、給付額は年額6万円強、食料

¹⁴ 世帯の年間収入とは、世帯員における勤め先収入、事業収入、財産収入、年金ほか社会保険給付などの実収入の総計である。世帯の年間収入が記載されていない世帯に関しては、総務省が推計値を与えている。消費支出と同様に、世帯の年間収入に関しても拡大換算の必要性が確かにある。ただ、本研究ではそれをしていない。今後の課題である。

¹⁵ 従来算式では消費税負担額の推計に際して、贈与金や仕送りといった消費支出の範囲外である支出項目を課税対象の支出に含めたり、あるいは非課税対象費目をやや限定して捉えたりしていた。

¹⁶ 表3において第I10分位階層の実効税率が6.0%となっているのは、この階層が収入を上回る消費をしているからである。

¹⁷ カナダのGSTクレジットは、消費税のもつ逆進性への対策を主目的とする税額控除である。GSTクレジットによる世帯当たりの給付金額は年額7万円程度である。なお、カナダのGST税率は5%である。白石(2009)を参照。

品だけに着目すれば年額 2 万円強となる。一方、すべての消費税負担緩和を目指す場合、税率 8% における給付額は年額 16 万円強、食料品だけに着目すると年額 5 万円強となる。

消費税において逆進性が生じる主たる原因は、高所得者における貯蓄の存在である。これに加えて、もし高所得者の方が非課税品目をより多く購入しているのであれば、それも逆進性の一因となりうる。そこで、本稿ではその点もチェックすることにした。非課税品への支出額は、農林水産および食料品への支出額を若干下回る規模にあり、その大宗は、保険、住宅賃貸料、医療・保健衛生、非営利・教育の 4 つである。このなかで収入の上昇につれて支出が増加するのは保険と非営利・教育であり、逆に、住宅賃貸料は収入が増えるにつれて平均支出額が減少する（持家率が上昇するからである）。全体としてみると、収入の多寡により非課税品の購入割合が増えるという事実は、本稿の利用したデータでは確認されなかった¹⁸。

=== 図 1 が入る ===

=== 図 2 が入る ===

=== 表 2 が入る ===

=== 表 3 が入る ===

3. 2 世帯主の年齢階層別にみた消費税の負担水準

消費税の負担水準に関する推計値（年額、世帯平均）を世帯主の年齢階層別にみていくと、25～29 歳で 14.5 万円（実効税率 3.6%）、45～49 歳 21.6 万円（2.8%）、75～79 歳 14.2 万円（3.5%）となっており、総じて負担額は山型、実効税率は谷型のグラフ形状となる（図 3）。事後的に算出された換算係数は若年層において大きく、中高年層においてやや小さい。これは、従来、考えられてきたよりも若年層における消費税負担額が実際にはもっと多いことを示唆している。ただし、食品関係に限定すると、上記の関係は逆転する。これは、若年層において野菜、果物、水産品等への支出が少ないことによっている（図 4）。さらに、非課税品への支出に関しては、20～30 歳代では住宅賃貸料、政府・その他への支出が比較的多く、40～50 歳代では保険、非営利・教育への支出が相対的に増える。60 歳以上の高齢層では、医療・保健衛生への支出が増える傾向にある（表 4、表 5）。

=== 図 3 が入る ===

=== 図 4 が入る ===

=== 表 4 が入る ===

=== 表 5 が入る ===

¹⁸ この試算結果によると、日本における消費税負担の逆進性問題は、当期に消費されなかった貯蓄が将来時点において費消されるのか、あるいは遺産として残されるのか、貯蓄から費消される支出は課税品なのか、それとも非課税品なのかという問題に行き着く。

3. 3 世帯人数別にみた消費税の負担水準

世帯人数が増えるにつれて消費税負担額は増大する一方、実効税率は低下する傾向がある（図5）。なお、世帯人数別にみるかぎり、従来型の試算方法との差異はほとんど認められない（図6）。また、非課税品関連では、世帯人数が増加につれて住宅賃貸料支出が相対的に減少する（表6、表7）。

=== 図5が入る ===

=== 図6が入る ===

=== 表6が入る ===

=== 表7が入る ===

3. 4 20歳未満の非就業者数別にみた消費税の負担水準

次に、未成年の扶養家族の有無別に消費税負担額の違いを調べてみよう。20歳未満の非就業者数がゼロの世帯における消費税負担（年額、平均）は17.6万円（うち食料品関係4.5万円）、同1人では21.1万円（同5.5万円）、同2人では20.7万円（同5.6万円）、同3人では21.2万円（同6.1万円）となっていた。世帯内に未成年の扶養家族が1人でも居ると、当該世帯における消費税の負担額が若干増える。ただし、20歳未満非就業者が2人以上となっても消費税負担額全体はそれほど増えない。例外的に増えるのは食料品関係の負担額だけである。

=== 図7が入る ===

=== 図8が入る ===

=== 表8が入る ===

=== 表9が入る ===

3. 5 世帯類型別にみた消費税の負担水準

単身世帯（12.2万円、うち食料品関係2.8万円）や夫婦のみ世帯（19.6万円、うち同5.1万円）における消費税負担額は相対的に少なく、夫婦と子供1人（21.7万円、うち同5.7万円）、夫婦と子供2人（21.7万円、うち同5.9万円）、夫婦と子供3人（22.0万円、うち同6.4万円）など、子供が居る家庭では消費税負担額が多くなる。男親または女親と子供のみの世帯（13.8万円、うち同4.0万円）では消費税負担額は少ないが、これは世帯収入が総じて少ないからであろう（図9）。なお、税負担額が少ない世帯において実効税率は高く、税負担額が多い世帯ではむしろ実効税率はやや低い。また、非課税品への支出額は、子どもの人数が増えるにつれて多くなる（表10、表11）。

==== 図9が入る ====
 ==== 図10が入る ====
 ==== 図11が入る ====

 ==== 表10が入る ====
 ==== 表11が入る =====

4. 消費税の負担水準－クロス集計結果

4. 1 世帯の収入階層別×世帯主の年齢階層別にみた消費税の負担水準

公刊されている統計表からは得ることが難しいクロス集計を実施できるのが匿名データの強みである。その利用結果によると、まず第1に、世帯の収入分位別と世帯主の年齢階層別のクロス集計でみた消費税の負担水準に関しては、同じ収入分位に属していても40歳代、50歳代における消費税の負担額が他の年代に比べると高くなる(図12、表12)。第2に、消費税のうち食料品関係(農林水産業および食料品製造業による生産品)が占める割合をみると、低所得層では40歳代、50歳代、70歳代が相対的に高く、一方、20歳代、30歳代の負担割合が比較的低い(図13、表13)。食料品に軽減税率を導入しても、若年層に関するかぎり逆進性の緩和にはあまり結びつかないおそれがある。

実効税率は、30歳代の年収400万円台では3%強、40歳代、50歳代の年収700万円台では3%弱、70歳代の年収400万円台では4%強となっており、ライフサイクルでみると若年から中年にかけて実効税率がわずかながら低下する一方、高年になると若干上昇する傾向が示唆される(図14、表14)。

==== 図12が入る ====
 ==== 図13が入る ====
 ==== 図14が入る =====

 ==== 表12が入る ====
 ==== 表13が入る =====
 ==== 表14が入る =====

4. 2 世帯の収入階級層×世帯人員別にみた消費税の負担水準

収入階層別と世帯人員別のクロス集計によると、同じ収入分位においても、世帯人員が増えるにつれて消費税負担額は上昇している。この傾向は世帯人員が1人(単身)から2名に増えた際に顕著である。2人以上の世帯人員においては、人員数の増加ほどには消費税負担額は増えない

(図15、表15)。ただし、実効税率は世帯人員の増加につれて上昇する傾向がある(図16、表16)。

カナダの給付つき税額控除は、世帯収入に対する消失控除の仕組みと基本としつつ、税額控除の算定基準は世帯人数である。つまり世帯員1人当たりの適用額を設定した上で、世帯人数に応じて適用額を加算する算式を採用している。この収入と世帯人数の組み合わせ方式は分かりやすく、カナダのGSTクレジットだけでなく、各国の給付つき税額控除においても共通している。ただ、消費税負担額は世帯人員に比例するものでは必ずしもない。具体的な金額の算定には、さらなる検討が求められる。

そこで、世帯における消費税負担額を世帯人員で除することにより、世帯員1人当たりの消費税負担額を算出してみた。世帯員1人当たりの消費税負担額は世帯規模の拡大につれて逡減する傾向にある。低所得世帯に着目すると、世帯規模2人から4人では世帯員1人当たりの消費税負担は年額で3~6万円となる。この金額が、わが国における給付額算定基準の1つの目安となる可能性がある(図17、表17)。

各国における給付つき税額控除の算定式においては、子どもの有無により給付額に差異を設けるケースもある。上述のカナダのGSTクレジットでは、1人当たりの適用額に関して子どもの場合、成人の半分としている。一方、アメリカのEITCでは、子どもの人数が増えるにつれてEITC適用額をむしろ逡増させている¹⁹。カナダでは別途、子どもの扶養費用を手当てする制度が用意されているので、GSTクレジットでは子どもへの適用額を抑制すべきであると考えたのかもしれない。一方、アメリカではEITCによって子育てを支援するために、子どもを養育する世帯への適用額を充実させている。

上記のポイントに関する日本の事実関係はどうなっているのだろうか。世帯人数が同じ世帯において、20歳未満非就業者(子どもとみなしてよいだろう)の人数別に世帯員1人当たり消費税負担額を調べたところ²⁰、20歳未満非就業者の有無によって世帯員1人当たりの消費税負担額は若干ながら異なる(総じて20歳未満非就業者が1人もいない場合の方が負担は重い)こと、および20歳未満非就業者が1人でもいる低所得世帯の場合、総じて子どもの数が多いほど1人当たり消費税負担額はわずかとはいえないこと、が確認された(図18、表18)。

=== 図15が入る ===

=== 図16が入る ===

=== 図17が入る ===

=== 図18が入る ===

=== 表15が入る ===

=== 表16が入る ===

=== 表17が入る ===

=== 表18が入る ===

¹⁹ 高山・白石(2010)を参照。

²⁰ 収入階層×世帯人員×20歳未満非就業者数、の3重クロスである。

5. まとめ

わが国の財政状況からみて、将来における消費税率の引き上げはほぼ不可避であり、その際には、何らかの低所得者向け負担軽減策が要請される。負担軽減策としては、①消費税における複数税率、②所得税における給付つき税額控除、の2つが有力案となっている。このうち②の具体的な設計においては、消費税負担の現状を正確に把握しておくことが求められている。

本研究では、わが国における消費税負担額について、現行税率 5%の場合、世帯平均でみて年額 13 万円程度とする従来研究の結果には過少推計の恐れがあることをまず指摘し、その補正方法を案出した上で、新たに平均で年額 18.6 万円という数値を得た。食料品のみに限定すると、その金額は 4.9 万円となった。さらに、年間収入が低い世帯の消費税負担額は年額 10 万円程度である。消費増税に際して負担軽減策の対象となるのは低所得者層であるので、この年額 10 万円程度が世帯当たり軽減額設定のさいに参考となるだろう。世帯の消費税負担総額に占める食料品関係の割合は、高所得世帯に比べると低所得世帯において高くなる一方、若年層では総じて低い。このことは、特定品目に軽減税率を設定する複数税率方式が期待通りの軽減効果をもたらさないおそれがあることを示唆している。

消費税の実効税率（＝消費税／世帯収入）が法定税率を下回る原因は、貯蓄と非課税品、の 2 つにある。本稿では、収入の多寡と非課税品への支出との関係も検討した。それによると、高所得世帯では教育費、保険料への支出割合が高く、低所得世帯では家賃への支出割合が高くなる。

給付つき税額控除制度においては、通常、収入と世帯人数を基準として給付額の算定がなされる。その制度設計のためには、世帯単位ではなく、世帯員 1 人当たりの消費税負担額の把握が求められる。本稿で利用したデータによると、低所得世帯におけるその負担額は、1 人当たり年額で 3～6 万円程度となっていた。

【参考文献】

- 岩本康志・尾崎哲・前川裕貴（1995）『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について『フィナンシャル・レビュー』第 35 号、大蔵省。
- 宇南山卓（2009）「家計調査の課題と改善に向けて」筆者HP。
- 白石浩介（2009）「給付つき税額控除による所得保障」一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッション・ペーパー456号。
- 白石浩介（2010）「家計における消費税の負担水準」『税研』第 154 号（近刊）、日本税務研究センター。
- 白石浩介・東暁子（2010）「消費税引き上げの影響と課題」『税務弘報』2010年11月号、中央経済社。
- 高山憲之（2010）『年金と子ども手当』岩波書店。
- 高山憲之・白石浩介（2010）「米国型 EITC の日本への導入効果」『経済研究』61（2）。
- 内閣府（2006）「四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法（第 5 版）平成 18 年 7 月改訂」内閣府経

済社会総合研究所。

内閣府（2007）「SNA 推計手法解説書（平成 19 年改訂版）」内閣府経済社会総合研究所。

橋本恭之（2010）「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第 41 号所収、会計検査院。

村澤知宏・湯田道生・岩本康志（2005）「消費税の軽減税率適用による効率と公平のトレードオフ」『経済分析』第 176 号、pp.19-41.

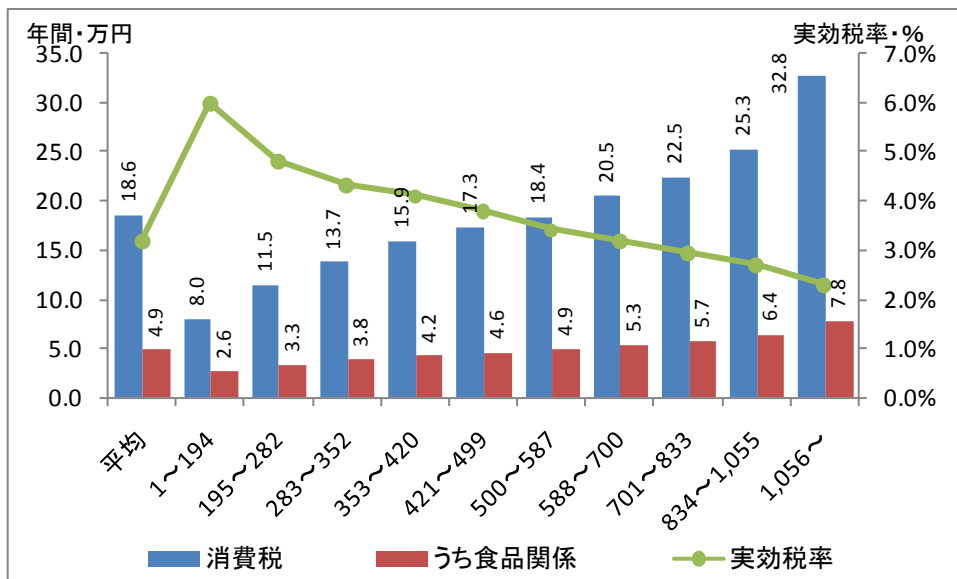
八塩裕之・長谷川裕一（2008）「わが国家計の消費税負担の実態について」ESRI Discussion Paper Series, No.19、内閣府経済社会総合研究所。

渡辺裕泰（2006）「消費税法の沿革と改革上の諸問題」『租税法研究』第 34 号所収、有斐閣。

E, Liam, M. Keen, J.P. Bodin and V. Summers (2001), *The Modern VAT*, IMF, Washington, DC.

OECD(2008), *Consumption Tax Trends 2008 – VAT/GST Excise Rates, Trends and Administration Issues*, OECD, Paris.

図1 消費税の負担水準（収入階層別・換算後）

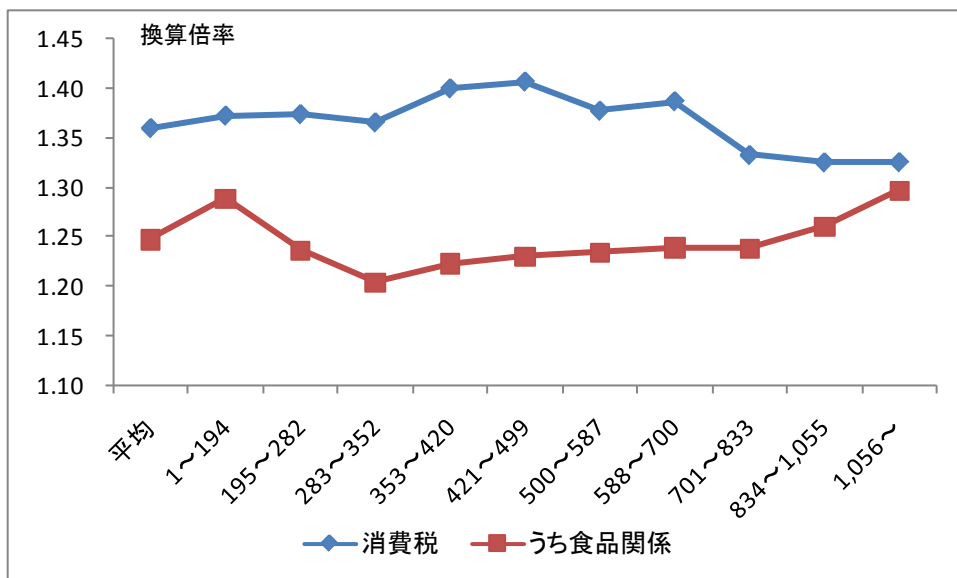


注1：横軸の収入階層は、世帯ベースの年間収入10分位（単位：万円）

注2：実効税率＝消費税負担額／世帯における年間収入

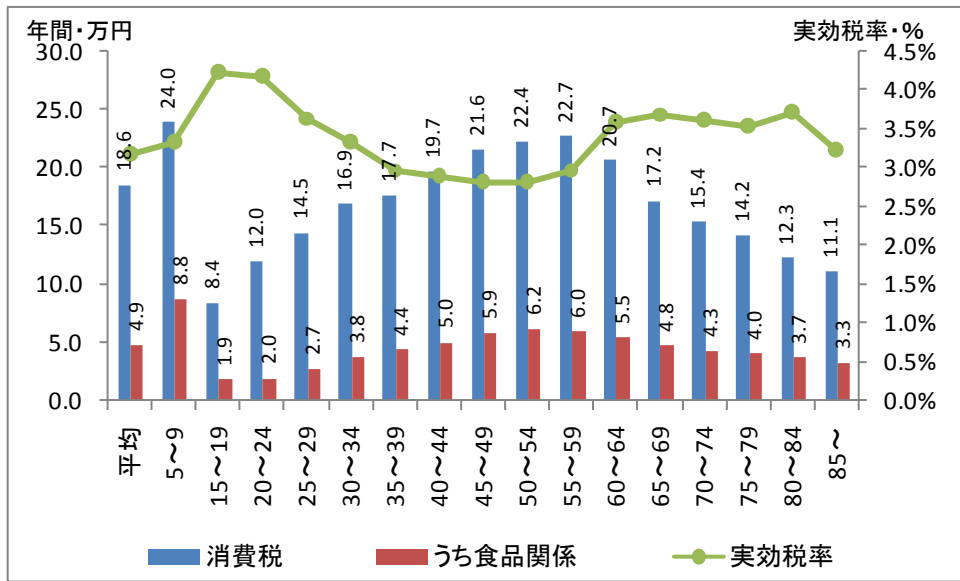
注3：換算係数を用いて世帯における消費額を補正し、これをもとに消費税負担額を試算。

図2 事後的に算出された消費税負担額の換算倍率（収入階層別）



注1：事後的に算出された換算倍率＝補正後の消費税負担額／補正前の消費税負担額

図3 消費税の負担水準（年齢階層別・換算後）

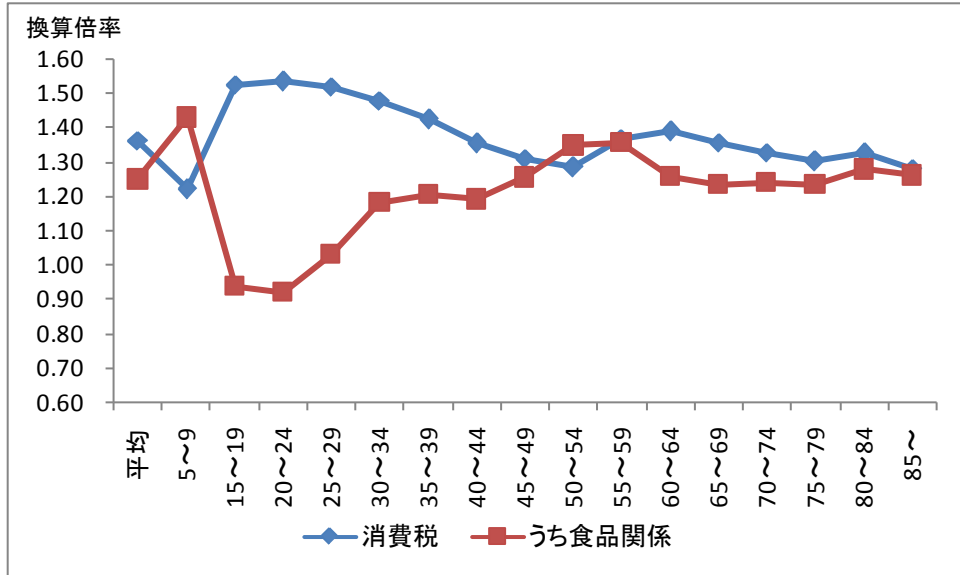


注1：横軸は、世帯主の年齢階層別

注2：実効税率＝消費税負担額／世帯における年間収入

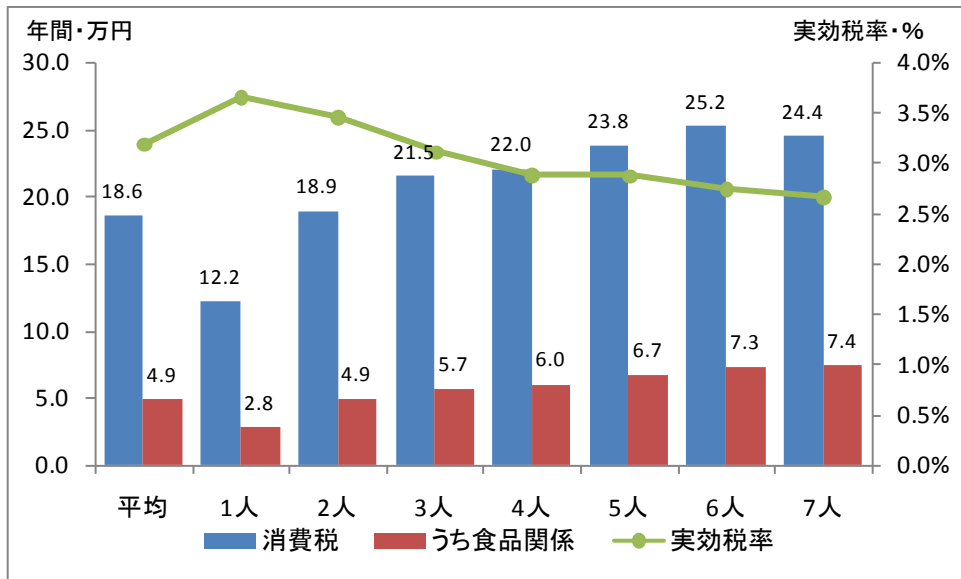
注3：換算係数を用いて世帯における消費額を補正し、これをもとに消費税負担額を試算

図4 事後的に算出された消費税負担額の換算倍率（年齢階層別）



注1：事後的に算出された換算倍率＝補正後の消費税負担額／補正前の消費税負担額

図5 消費税の負担水準（世帯人数別・換算後）

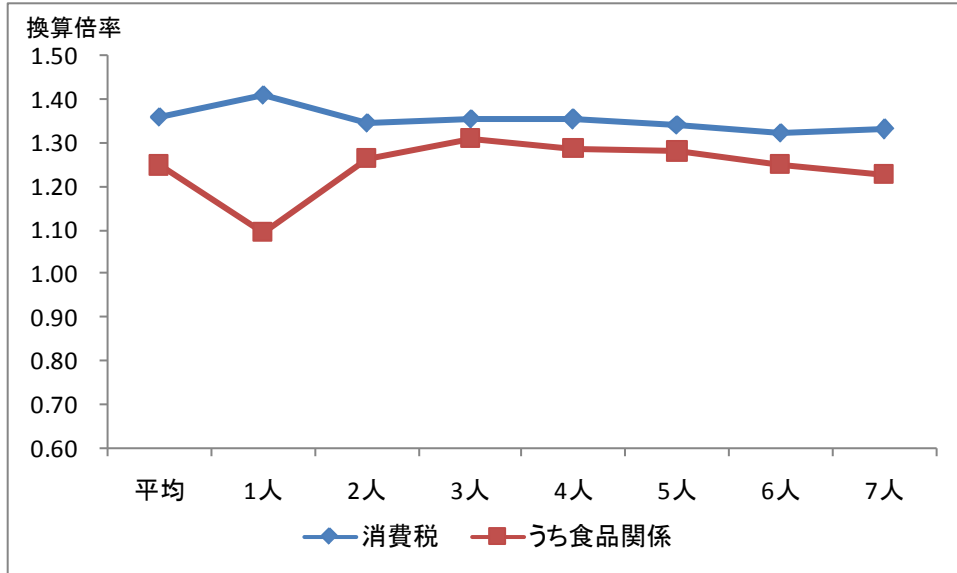


注1：横軸は、世帯人数別

注2：実効税率＝消費税負担額／世帯における年間収入

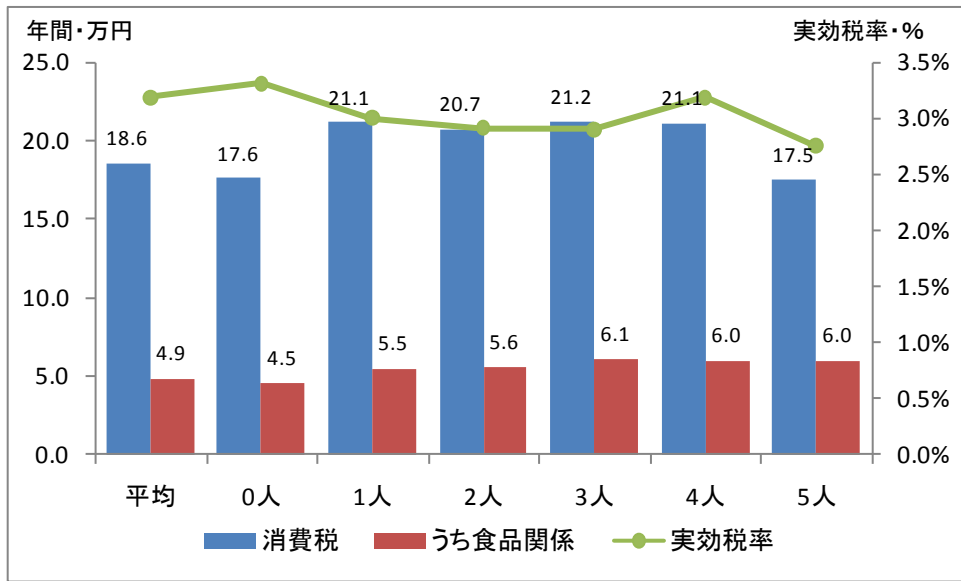
注3：換算係数を用いて世帯における消費額を補正し、これをもとに消費税負担額を試算

図6 事後的に算出された消費税負担額の換算倍率（世帯人数別）



注1：事後的に算出された換算倍率＝補正後の消費税負担額／補正前の消費税負担額

図7 消費税の負担水準（20歳未満非就業者の人数別・換算後）

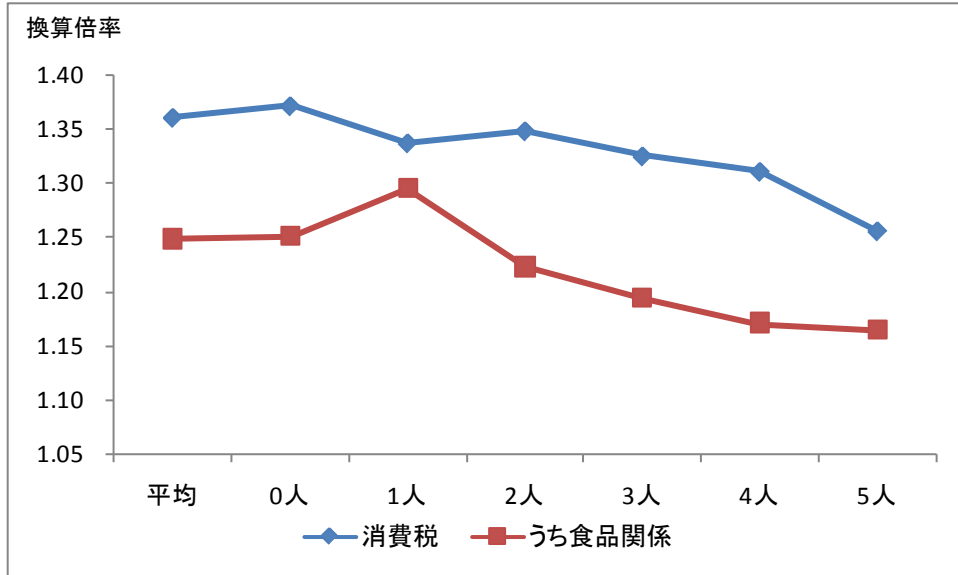


注1：横軸は、20歳未満非就業者の人数別

注2：実効税率＝消費税負担額／世帯における年間収入

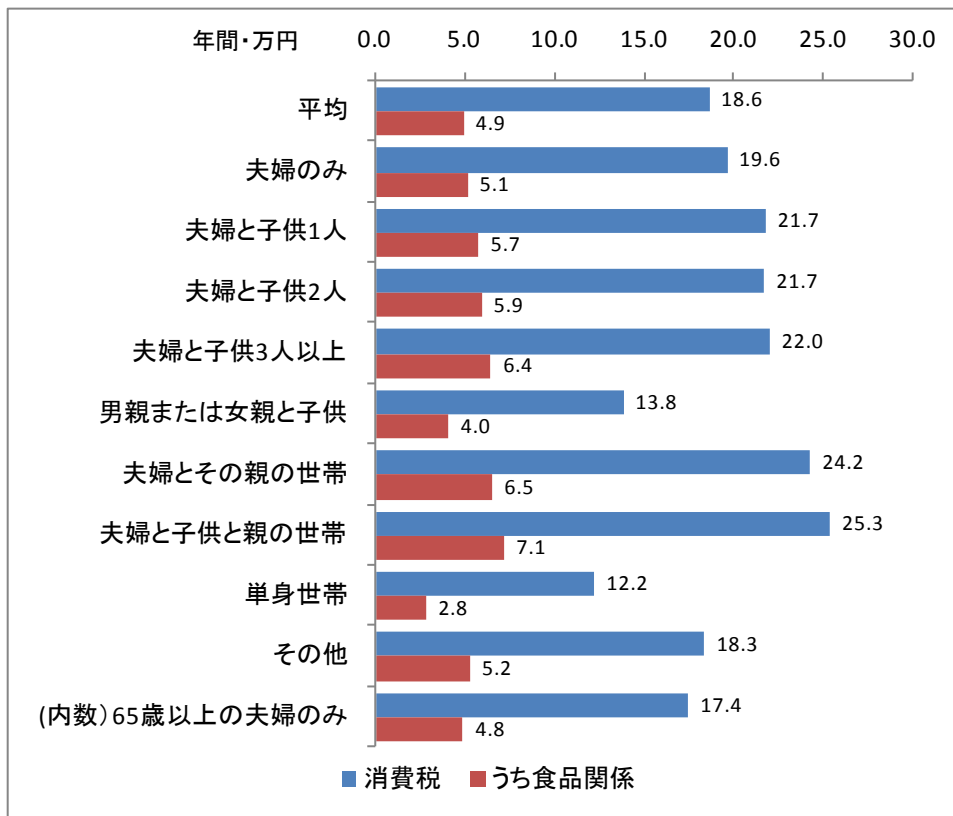
注3：換算係数を用いて世帯における消費額を補正し、これをもとに消費税負担額を試算

図8 事後的に算出された消費税負担額の換算倍率（20歳未満非就業者の人数別）



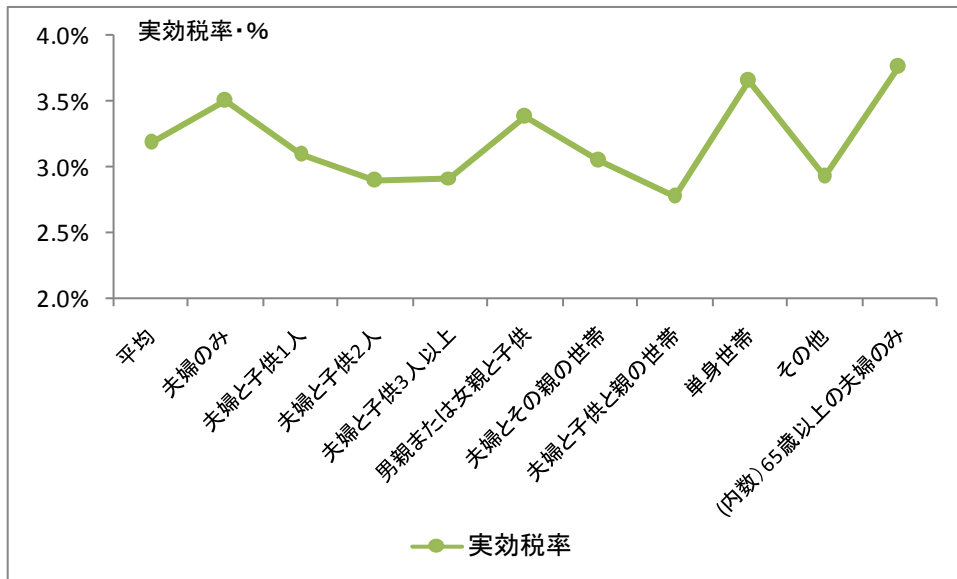
注1：事後的に算出された換算倍率＝補正後の消費税負担額／補正前の消費税負担額

図9 消費税の負担水準（世帯類型別・換算後）



注1：換算係数を用いて世帯における消費額を補正し、これをもとに消費税負担額を試算

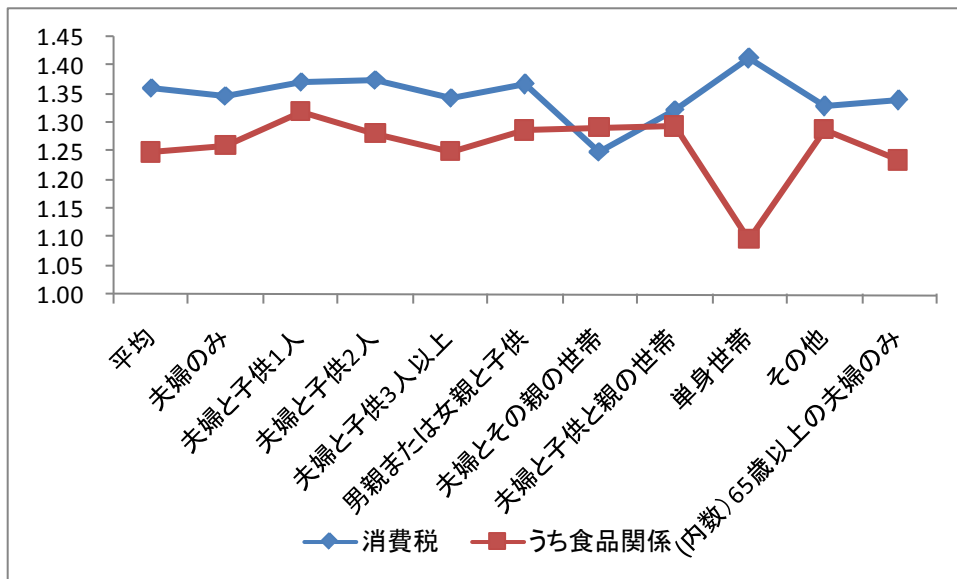
図10 消費税の実効税率（世帯類型別・換算後）



注1：実効税率＝消費税負担額／世帯における年間収入

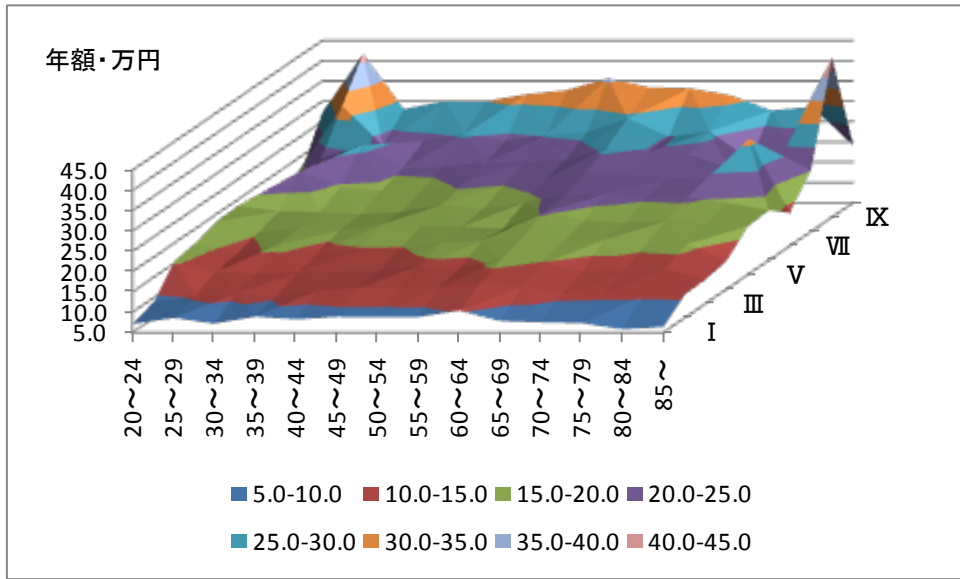
注2：換算係数を用いて世帯における消費額を補正し、これをもとに消費税負担額を試算

図11 事後的に算出された消費税負担額の換算倍率（世帯類型別）



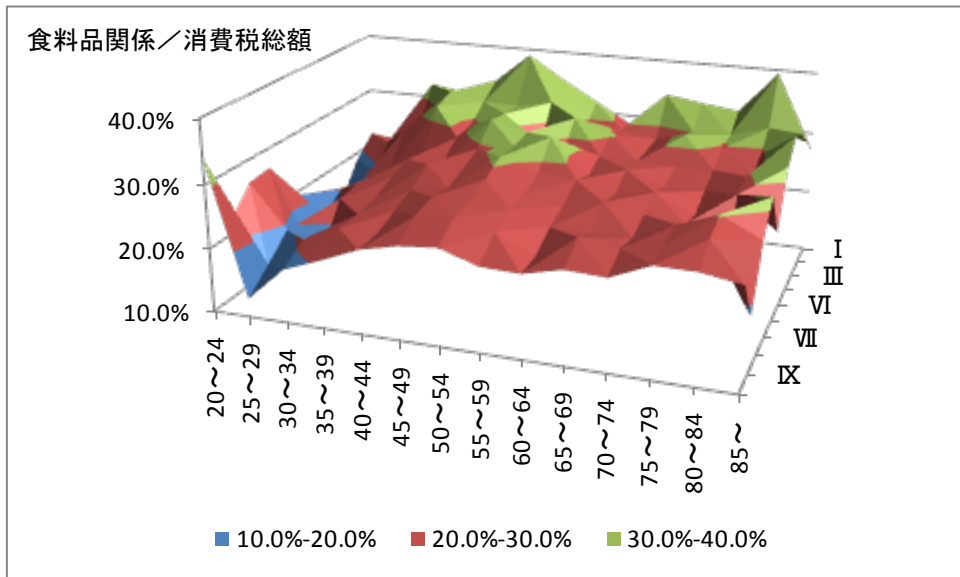
注1：事後的に算出された換算倍率＝補正後の消費税負担額／補正前の消費税負担額

図1 2 消費税の負担水準（収入10分位階層×年齢階層・換算後）



注1：ローマ数字（I－X）は、世帯の収入分位を示す。Iが低分位、Xが高分位。

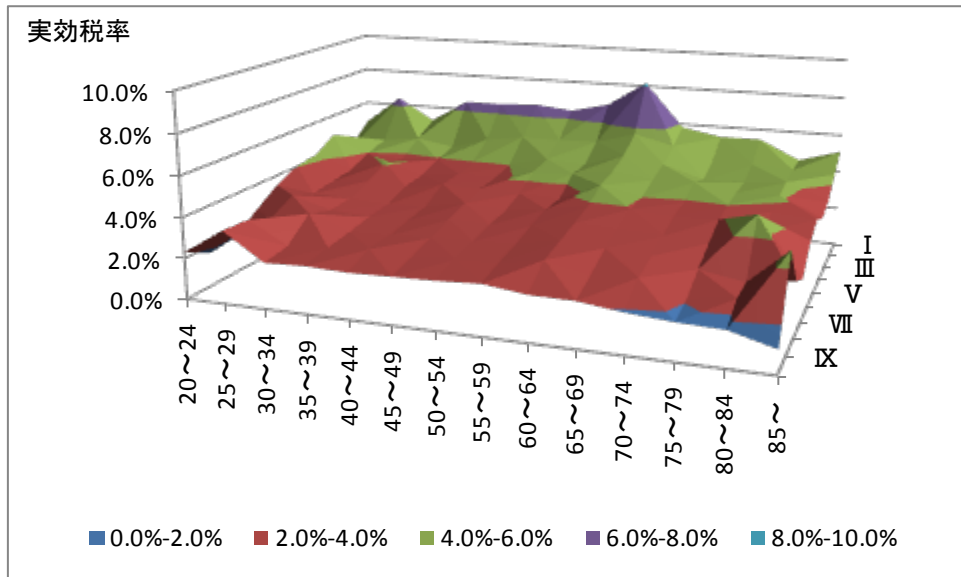
図1 3 食料品関係の消費税負担割合（収入10分位階層×年齢階層・換算後）



注1：ローマ数字（I－X）は、世帯の収入分位を示す。Iが低分位、Xが高分位。

注2：世帯が負担する消費税のうち食料品関係（農林水産物および食料品）の消費税が占める割合。

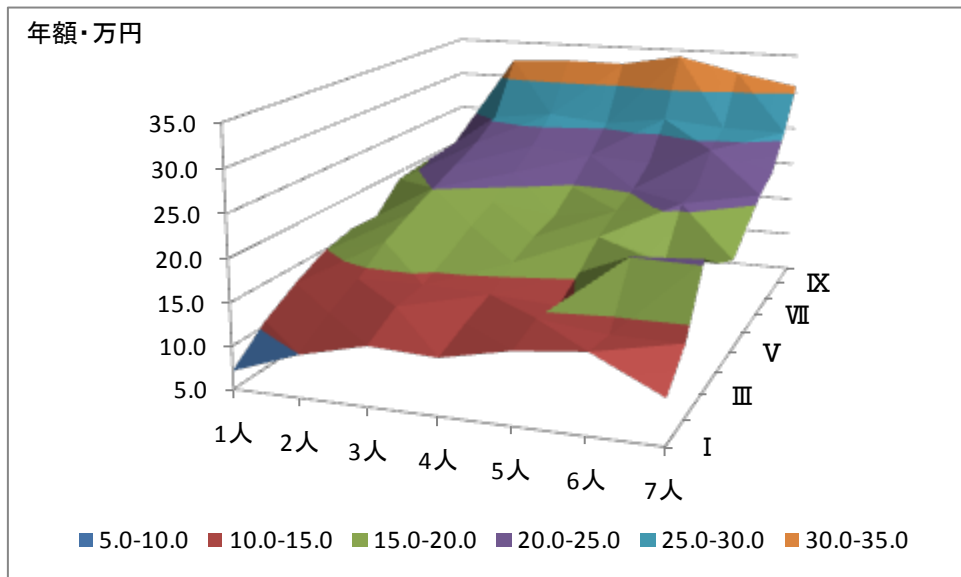
図1 4 消費税の実効税率（収入10分位階層×年齢階層・換算後）



注1：ローマ数字（I－X）は、世帯の収入分位を示す。Iが低分位、Xが高分位。

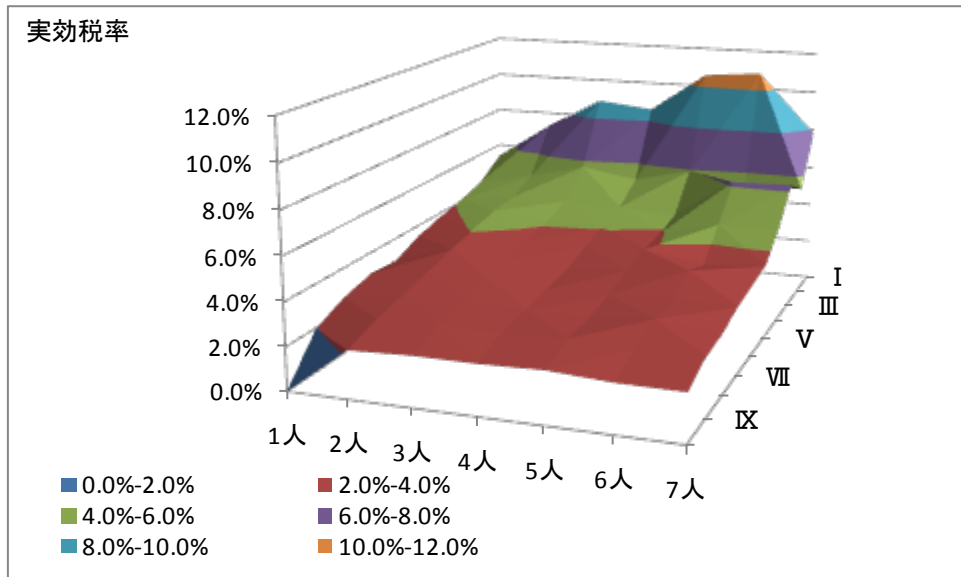
注2：実効税率＝消費税／世帯の年間収入

図1 5 消費税の負担水準（収入10分位階層×世帯人員・換算後）



注1：ローマ数字（I－X）は、世帯の収入分位を示す。Iが低分位、Xが高分位。

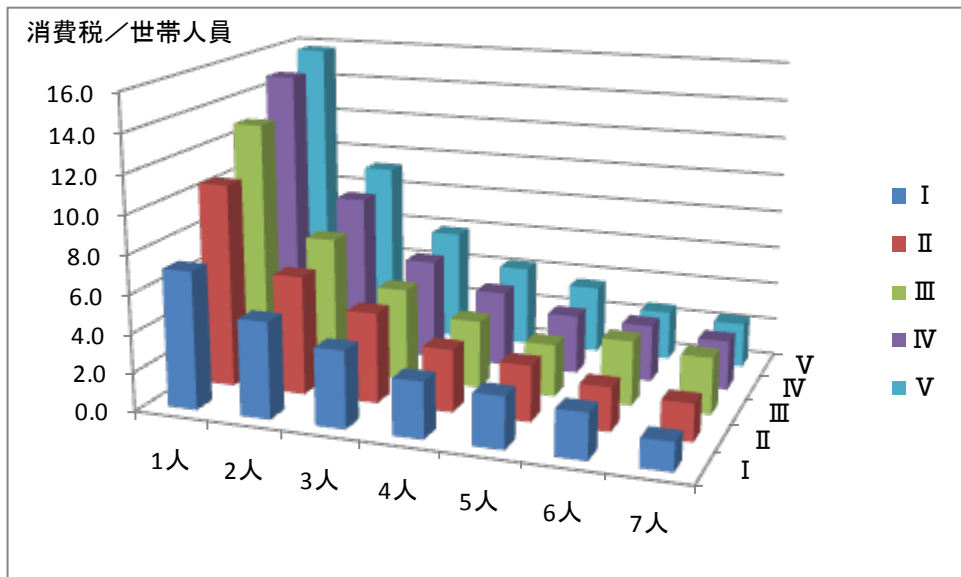
図16 消費税の実効税率（収入10分位階層×世帯人員・換算後）



注1：ローマ数字（I-X）は、世帯の収入分位を示す。Iが低分位、Xが高分位。

注2：実効税率=消費税/世帯の年間収入

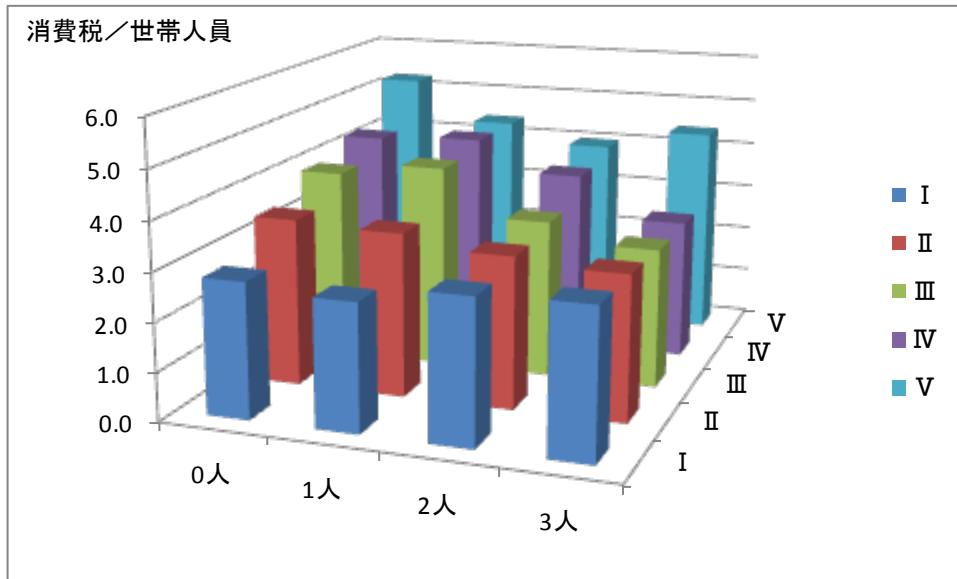
図17 1人当たりの消費税負担額（収入10分位階層×世帯人員・換算後）



注1：ローマ数字（I-V）は、世帯の収入分位を示す。Iが最も低分位であり、ここでは下位5分位のみを示した。

注2：世帯員1人当たりの消費税負担額（=消費税/世帯人員）。単位：万円。

図18 4人世帯における1人当たりの消費税負担額
(収入10分位階層×20歳未満非就業人員数・換算後)



注1：ローマ数字（I－V）は、世帯の収入分位を示す。Iが最も低分位であり、ここでは下位5分位のみを示した。

注2：4人世帯における世帯員1人あたりの消費税負担額を、20歳未満非就業者数別に示した

注3：世帯員1人あたりの消費税負担額（＝消費税/世帯人員）。単位：万円。

表1 全国消費実態調査から SNA ベースの家計消費への換算係数

2004暦年	SNAベース 家計消費(除く 帰属家賃) (兆円)		全消ベース 1世帯 当たり (千円) (c)	換算係数	
	(a)	1世帯 当たり (千円) (b=a/世帯数)		(d=b/c)	補正済み (e=d*補正值)
1 農林水産	3.8	77.3	110.7	0.70	0.70
2 鉱業	0.0	0.0	0.0		
3 食料品	27.6	567.9	336.3	1.69	1.69
4 繊維	0.1	2.7	5.8	0.46	0.46
5 パルプ紙	0.4	7.4	4.3	1.73	1.73
6 化学	2.9	59.5	37.5	1.59	1.59
7 石油石炭	5.1	104.0	53.2	1.95	1.96
8 窯業土石	0.3	5.5	2.1	2.68	2.68
9 一次金属	0.1	1.6	0.0		
10 金属製品	0.4	7.3	12.2	0.60	0.60
11 一般機械	0.1	1.4	0.4	3.98	3.99
12 電気機械	7.2	148.9	40.3	3.69	3.70
13 輸送用機械	5.3	109.6	38.5	2.85	2.85
14 精密機械	0.7	14.2	8.9	1.60	1.60
15 その他製造	8.7	179.9	133.2	1.35	1.35
16 建設	0.0	0.0	0.0		
17 電気ガス水道	7.3	151.1	191.8	0.79	0.79
18 卸売小売	42.8	880.2	584.2	1.51	1.51
19 金融保険	11.5	235.7	113.3	2.08	2.09
20 不動産	12.8	263.1	183.5	1.43	1.44
21 運輸通信	22.8	469.1	288.5	1.63	1.63
22 サービス	60.2	1,238.3	734.7	1.69	1.69
23 政府サービス	3.1	62.9	36.7	1.71	1.72
24 非営利サービス	7.5	155.2	120.6	1.29	1.29
合計	230.5	4,743	3,037	1.56	1.57

(注1) SNA ベースの家計消費とは、2004 暦年の名目民間消費（生産者価格表示）。

(注2) SNA ベースの1世帯当たりの家計消費とは、4,861万世帯で除したもの。

(注3) 全国消費実態調査ベースの1世帯当たり家計消費は、品目別消費支出を SNA 産業分類に再集計したもの。再集計に際しては、贈与金、仕送りなど SNA ベースでは消費支出に該当しない支出額を除外し、さらに、2005年基本表（総務省表）における運輸・商業マージンを用いて購入者価格表示を生産者価格表示に置き換えた。

(注4) 換算係数とは、SNA ベースと全消ベースの比率。補正済みとは SNA 産業分類に存在し、全消再集計では把握できなかった分の調整のこと。

(注5) 試算は87産業分類で実施。本表は、それを24産業分類にまとめたもの。

表2 収入10分位階層別にみた消費支出および消費税の負担水準（収入階層別・換算前）

単位:万円	ウェイト	年間収入	消費支出											うち非課税支出					消費税		消費性向	実効税率		
			食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他	住居	保健医療	保険料	教育	その他	(d=[b-c]*5/105)	(d1=b1*5/105)	(e=b/a)			(f=d/a)	
		(a)	(b)	(b1)																				
平均	35.16	583.9	336.4	81.8	26.2	20.0	10.6	15.9	13.4	45.9	14.1	36.8	71.8	49.5	15.9	10.6	10.2	11.2	1.6	13.7	3.9	57.6%	2.3%	
I	1~194	3.52	133.3	150.3	41.8	21.5	12.4	5.5	6.4	8.0	15.9	1.3	14.7	22.7	28.3	16.5	6.4	3.4	1.1	0.8	5.8	2.0	112.8%	4.4%
II	195~282	3.51	239.2	211.7	55.9	28.9	14.6	7.0	9.0	9.2	24.3	1.7	23.4	37.7	36.2	20.0	7.3	5.6	1.4	1.9	8.4	2.7	88.5%	3.5%
III	283~352	3.53	318.6	251.1	68.3	28.1	16.4	8.0	13.2	11.5	31.2	3.8	28.5	44.0	39.8	18.7	9.4	7.2	3.2	1.4	10.1	3.2	78.8%	3.2%
IV	353~420	3.52	388.2	283.6	72.5	30.2	17.8	8.5	12.2	13.0	42.9	5.3	31.6	49.5	44.8	19.8	10.5	8.7	4.5	1.2	11.4	3.5	73.1%	2.9%
V	421~499	3.47	458.4	307.5	77.9	30.4	18.8	10.6	13.2	12.8	44.0	8.1	35.8	55.9	48.6	21.0	10.1	9.9	6.6	0.9	12.3	3.7	67.1%	2.7%
VI	500~587	3.56	539.6	331.4	83.3	27.6	20.1	10.2	14.5	13.1	47.4	12.2	39.0	64.0	50.7	18.3	10.6	10.7	9.6	1.4	13.4	4.0	61.4%	2.5%
VII	588~700	3.73	641.6	384.1	90.3	24.4	22.1	11.6	16.2	14.4	52.5	16.9	40.5	75.2	53.2	15.4	11.6	11.6	13.0	1.6	14.8	4.3	56.8%	2.3%
VIII	701~833	3.29	762.2	408.7	97.2	23.8	23.2	12.3	18.6	14.9	58.3	23.5	43.3	93.4	55.0	12.0	11.5	12.6	18.1	0.8	16.8	4.6	53.6%	2.2%
IX	834~1,055	3.52	935.6	463.4	106.6	23.1	25.1	13.8	22.7	16.3	63.1	30.0	49.3	113.4	62.7	10.0	13.1	14.8	23.5	1.4	19.1	5.1	49.5%	2.0%
X	1,056~	3.52	1429.3	594.7	126.2	23.6	29.4	18.2	33.3	20.3	79.8	38.7	61.8	163.4	75.5	6.6	15.9	17.4	31.6	4.1	24.7	6.0	41.6%	1.7%

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品を全国消費実態調査10大品目別に分類したもの

表3 収入10分位階層別にみた消費支出および消費税の負担水準（収入階層別・換算後）

購入者価格表示	単位:万円	ウェイト	年間収入	消費支出			うち非課税支出										消費税		消費性向	実効税率			
				農林水産・食料品	出版・印刷	その他の化学製品	保険	住宅賃貸料	医療・保健衛生	介護	他の個人サービス	政府・教育	政府・その他	非営利・教育	(d=[b-c]*5/105)	(d1=b1*5/105)	(e=b/a)	(f=d/a)					
			(a)	(b)	(b1)	(c)	(c25)	(c30)	(c57)	(c59)	(c70)	(c71)	(c81)	(c84)	(c85)	(c86)							
平均	35.16		583.9	474.3	102.0	84.1	0.1	3.2	20.4	21.8	19.3	1.4	3.5	2.4	3.9	8.0	18.6	4.9	81.2%	3.2%			
I	1~194	3.52	133.3	214.4	53.9	47.0	0.0	2.3	6.9	22.7	10.4	1.1	1.8	0.3	0.8	0.8	8.0	2.6	160.9%	6.0%			
II	195~282	3.51	239.2	302.2	69.1	61.1	0.0	2.4	11.2	27.5	12.4	1.1	4.2	0.5	0.9	0.8	11.5	3.3	126.3%	4.8%			
III	283~352	3.53	318.6	356.9	79.8	68.3	0.0	3.1	14.4	25.7	15.8	1.5	3.1	0.8	1.7	2.2	13.7	3.8	112.0%	4.3%			
IV	353~420	3.52	388.2	411.1	88.8	76.9	0.0	3.3	17.5	27.2	18.7	1.1	2.7	1.2	2.2	3.0	15.9	4.2	105.9%	4.1%			
V	421~499	3.47	458.4	447.2	95.8	83.0	0.1	3.1	19.9	28.9	17.7	1.4	2.1	1.8	3.7	4.4	17.3	4.6	97.5%	3.8%			
VI	500~587	3.56	539.6	474.4	102.8	87.9	0.1	3.0	21.5	25.2	19.3	1.1	3.2	2.3	5.5	6.7	18.4	4.9	87.9%	3.4%			
VII	588~700	3.73	641.6	522.6	112.0	91.4	0.2	3.3	23.3	21.2	21.3	1.1	3.5	3.7	5.6	8.2	20.5	5.3	81.4%	3.2%			
VIII	701~833	3.29	762.2	563.5	120.5	92.0	0.2	3.4	25.3	16.5	21.4	1.3	1.8	4.2	5.3	12.7	22.5	5.7	73.9%	2.9%			
IX	834~1,055	3.52	935.6	636.1	134.5	104.8	0.4	3.8	29.6	13.7	24.8	1.8	3.1	4.6	6.0	17.1	25.3	6.4	68.0%	2.7%			
X	1,056~	3.52	1429.3	816.7	163.7	128.1	0.3	4.4	34.9	9.1	31.1	2.5	9.2	4.8	7.3	24.5	32.8	7.8	57.1%	2.3%			

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品をSNA産業連関表ベースの87セクター別に分類したもの

表4 世帯主の年齢階層別にみた消費支出および消費税の負担水準（年齢階層別・換算前）

単位：万円 ウェイト	年間収入 (a)	消費支出 (b)											うち非課税支出 (c)					消費税 (d=[b-c]*5/105)		消費性向 (e=b/a)	実効税率 (f=d/a)		
		(b1)																食料 (d1=b1*5/105)					
		食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他	住居	保健医療	保険料	教育	その他							
平均	35.16	583.9	336.4	81.8	26.2	20.0	10.6	15.9	13.4	45.9	14.1	36.8	71.8	49.5	15.9	10.6	10.2	11.2	1.6	13.7	3.9	57.6%	2.3%
20～24	0.73	286.5	211.1	44.9	38.7	8.7	4.6	25.8	5.8	34.9	0.7	23.9	23.1	47.1	38.5	4.7	3.1	0.7	0.0	7.8	2.1	73.7%	2.7%
25～29	1.81	398.3	257.9	55.8	43.9	11.9	6.2	13.9	6.9	50.3	2.3	31.4	35.1	57.6	43.2	5.6	6.5	2.2	0.0	9.5	2.7	64.7%	2.4%
30～34	2.51	505.8	307.1	66.8	47.6	15.6	8.2	15.4	9.6	52.6	9.1	35.8	46.5	66.9	41.1	8.5	9.1	8.1	0.1	11.4	3.2	60.7%	2.3%
35～39	2.89	595.7	316.9	76.6	29.0	18.6	9.4	15.5	11.2	49.2	14.4	41.2	51.7	55.9	25.6	9.5	10.4	10.3	0.2	12.4	3.6	53.2%	2.1%
40～44	3.05	680.0	362.3	89.1	24.3	21.6	10.4	16.2	12.1	52.1	26.3	42.6	67.5	56.4	19.1	9.7	10.4	16.7	0.5	14.6	4.2	53.3%	2.1%
45～49	3.19	764.6	416.9	98.7	19.0	23.9	10.4	18.2	13.1	58.6	44.3	39.5	91.2	70.0	13.5	9.8	12.1	33.9	0.7	16.5	4.7	54.5%	2.2%
50～54	3.56	792.4	434.5	96.3	19.2	24.8	11.8	18.4	12.9	59.9	37.3	36.4	117.5	68.2	9.7	9.8	14.1	32.6	2.0	17.4	4.6	54.8%	2.2%
55～59	3.85	766.1	398.8	92.9	21.3	22.5	12.9	19.4	14.0	56.5	13.2	38.0	108.3	49.2	9.4	11.1	13.0	12.2	3.5	16.6	4.4	52.1%	2.2%
60～64	3.81	574.3	349.8	91.1	21.6	21.9	13.6	17.5	17.2	46.1	2.9	39.4	78.5	37.0	7.1	13.8	12.0	2.6	1.5	14.9	4.3	60.9%	2.6%
65～69	3.56	467.7	301.4	81.1	21.3	20.1	11.1	13.7	17.0	36.6	1.1	37.9	63.4	34.1	7.7	13.8	9.4	0.8	2.4	12.7	3.9	64.4%	2.7%
70～74	2.98	424.5	273.6	73.5	25.4	18.9	9.8	12.7	14.6	27.8	1.1	34.8	55.1	30.8	7.3	11.4	8.2	0.9	3.0	11.6	3.5	64.5%	2.7%
75～79	2.08	402.1	257.5	68.6	30.7	17.5	10.4	10.2	14.7	22.2	1.3	30.8	51.0	28.1	7.1	11.5	6.0	1.1	2.3	10.9	3.3	64.1%	2.7%
80～84	0.85	330.2	223.8	61.1	23.8	16.1	9.3	9.7	16.8	16.5	0.5	23.8	46.3	28.7	9.5	12.9	4.4	0.4	1.5	9.3	2.9	67.8%	2.8%
85～	0.25	344.5	208.3	54.7	21.2	16.6	10.4	7.4	13.2	18.0	1.3	18.1	47.4	26.1	8.2	12.4	3.1	1.3	1.1	8.7	2.6	60.5%	2.5%

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品を全国消費実態調査10大品目別に分類したもの

表5 世帯主の年齢階層別にみた消費支出および消費税の負担水準（年齢階層別・換算後）

購入者価格表示 単位：万円 ウェイト	年間収入 (a)	消費支出 (b)		うち非課税支出 (c)											消費税 (d=[b-c]*5/105)		消費性向 (e=b/a)	実効税率 (f=d/a)	
		農林水産・食料 (b1)		出版・印刷 (c25)	その他の化学製品 (c30)	保険 (c57)	住宅賃貸料 (c59)	医療・保健衛生 (c70)	介護 (c71)	他の個人サービス (c81)	政府・教育 (c84)	政府・その他 (c85)	非営利・教育 (c86)	農林水産・食料品 (d1=b1*5/105)					
平均	35.16	583.9	474.3	102.0	84.1	0.1	3.2	20.4	21.8	19.3	1.4	3.5	2.4	3.9	8.0	18.6	4.9	81.2%	3.2%
20～24	0.73	286.5	324.7	41.3	73.4	0.0	1.0	6.2	52.9	8.3	0.0	0.0	0.1	4.1	0.6	12.0	2.0	113.3%	4.2%
25～29	1.81	398.3	398.4	57.5	94.6	0.0	1.6	13.1	59.4	8.6	0.0	0.0	0.6	10.0	1.3	14.5	2.7	100.0%	3.6%
30～34	2.51	505.8	470.5	78.8	115.8	0.1	1.8	18.2	56.4	13.1	0.1	0.2	1.9	18.2	5.7	16.9	3.8	93.0%	3.3%
35～39	2.89	595.7	469.2	92.3	97.9	0.2	2.3	20.9	35.2	15.9	0.1	0.4	3.2	12.9	6.9	17.7	4.4	78.8%	3.0%
40～44	3.05	680.0	505.0	106.0	91.3	0.3	2.6	20.9	26.3	17.2	0.3	1.1	5.7	6.6	10.1	19.7	5.0	74.3%	2.9%
45～49	3.19	764.6	552.9	123.6	99.4	0.5	3.1	24.3	18.5	18.0	0.8	1.6	7.6	1.8	23.3	21.6	5.9	72.3%	2.8%
50～54	3.56	792.4	570.4	129.6	100.9	0.3	3.5	28.2	13.3	19.1	1.6	4.6	5.2	0.4	24.7	22.4	6.2	72.0%	2.8%
55～59	3.85	766.1	563.7	125.7	86.4	0.1	3.4	26.0	12.9	21.7	2.3	8.0	1.3	0.7	9.9	22.7	6.0	73.6%	3.0%
60～64	3.81	574.3	507.7	114.5	73.6	0.0	4.0	24.1	9.8	27.0	2.2	3.4	0.3	0.7	2.1	20.7	5.5	88.4%	3.6%
65～69	3.56	467.7	429.1	100.2	67.4	0.0	4.1	18.9	10.6	25.7	1.9	5.3	0.3	0.2	0.4	17.2	4.8	91.8%	3.7%
70～74	2.98	424.5	382.2	91.2	59.8	0.0	3.7	16.5	10.0	20.1	1.8	6.7	0.3	0.0	0.5	15.4	4.3	90.0%	3.6%
75～79	2.08	402.1	352.0	84.7	53.6	0.0	4.2	12.1	9.8	19.1	2.2	5.2	0.2	0.0	0.8	14.2	4.0	87.6%	3.5%
80～84	0.85	330.2	312.7	78.0	54.4	0.0	4.3	8.8	13.1	20.8	3.6	3.4	0.1	0.0	0.3	12.3	3.7	94.7%	3.7%
85～	0.25	344.5	285.0	68.9	51.4	0.0	3.4	6.3	11.2	17.7	9.2	2.4	0.0	0.0	1.2	11.1	3.3	82.7%	3.2%

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品をSNA産業連関表ベースの87セクター別に分類したもの

表6 世帯人数別にみた消費支出および消費税の負担水準（世帯人数別・換算前）

単位:万円 ウェイト	年間収入	消費支出											うち非課税支出					消費税		消費性向 (e=b/a)	実効税率 (f=d/a)		
		(a)	(b)	(b1)	食料	住居	光熱・水道	家具・家 事用品	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他	住居	保健医療	保険料	教育	その他			(d=[b-c] *5/105)	(d1=b1 *5/105)
					(c)																		
平均	35.16	583.9	336.4	81.8	26.2	20.0	10.6	15.9	13.4	45.9	14.1	36.8	71.8	49.5	15.9	10.6	10.2	11.2	1.6	13.7	3.9	57.6%	2.3%
(1) 1人	9.89	333.5	218.2	52.9	35.0	10.9	6.0	11.9	7.0	28.6	0.0	29.3	36.6	37.1	26.0	5.0	5.1	0.0	1.0	8.6	2.5	65.4%	2.6%
(2) 2人	9.03	546.2	331.8	82.2	25.7	19.4	11.9	15.9	16.6	42.2	0.7	39.6	77.6	37.4	11.5	13.1	10.3	0.6	1.9	14.0	3.9	60.7%	2.6%
(3) 3人	6.33	691.7	384.8	90.9	24.2	23.2	13.1	18.0	15.6	55.4	12.5	38.0	93.9	51.9	14.1	13.0	12.6	10.5	1.6	15.9	4.3	55.6%	2.3%
(4) 4人	6.02	763.8	411.3	98.0	20.6	25.4	12.0	18.4	14.8	58.1	36.9	39.9	87.1	69.7	13.3	12.2	13.3	29.0	1.8	16.3	4.7	53.8%	2.1%
(5) 5人	2.75	828.3	447.2	110.4	16.7	29.6	12.6	19.0	15.5	62.9	48.6	41.3	90.6	75.0	8.3	12.8	13.9	38.3	1.8	17.7	5.3	54.0%	2.1%
(6) 6人	0.83	917.4	471.2	122.3	18.7	33.5	14.0	19.6	17.1	67.1	47.4	45.5	86.1	71.9	4.1	14.1	14.7	37.1	1.9	19.0	5.8	51.4%	2.1%
(7) 7人	0.31	919.0	455.6	125.9	9.7	36.1	13.5	19.7	17.8	64.9	48.9	44.1	75.1	70.2	1.9	14.8	15.2	37.3	1.0	18.4	6.0	49.6%	2.0%

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品を全国消費実態調査10大品目別に分類したもの

表7 世帯人数別にみた消費支出および消費税の負担水準（世帯人数別・換算後）

購入者価格表示 単位:万円 ウェイト	年間収入	消費支出			うち非課税支出											消費税		消費性向 (e=b/a)	実効税率 (f=d/a)
		(a)	(b)	(b1)	農林水産・ 食料品	出版・印 刷	その他の 化学製品	保険	住宅賃貸 料	医療・保 健衛生	介護	他の個 人サービ ス	政府・教 育	政府・そ の他	非営利・ 教育	(d=[b-c] *5/105)	(d1=b1 *5/105)		
					(c)	(c25)	(c30)	(c57)	(c59)	(c70)	(c71)	(c81)	(c84)	(c85)	(c86)				
平均	35.16	583.9	474.3	102.0	84.1	0.1	3.2	20.4	21.8	19.3	1.4	3.5	2.4	3.9	8.0	18.6	4.9	81.2%	3.2%
(1) 1人	9.89	333.5	314.3	57.9	58.6	0.0	2.0	10.2	35.8	7.9	0.4	2.3	0.0	0.0	0.0	12.2	2.8	94.3%	3.7%
(2) 2人	9.03	546.2	468.0	103.8	71.4	0.0	4.1	20.7	15.7	24.3	1.5	4.2	0.1	0.3	0.5	18.9	4.9	85.7%	3.5%
(3) 3人	6.33	691.7	547.0	119.2	95.9	0.1	3.5	25.3	19.4	23.7	2.4	3.7	1.9	8.2	7.8	21.5	5.7	79.1%	3.1%
(4) 4人	6.02	763.8	575.0	126.2	112.6	0.3	3.3	26.7	18.3	22.4	1.5	4.0	6.0	9.0	21.0	22.0	6.0	75.3%	2.9%
(5) 5人	2.75	828.3	615.0	141.3	115.8	0.5	3.4	27.8	11.4	23.9	1.8	4.0	8.6	7.4	27.0	23.8	6.7	74.2%	2.9%
(6) 6人	0.83	917.4	640.6	152.8	111.9	0.4	4.1	29.4	5.7	25.8	1.9	4.3	9.7	6.2	24.4	25.2	7.3	69.8%	2.7%
(7) 7人	0.31	919.0	624.3	154.7	111.2	0.4	4.1	30.5	2.6	26.5	1.9	2.3	11.9	8.7	22.3	24.4	7.4	67.9%	2.7%

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品をSNA産業連関表ベースの87セクター別に分類したもの

表8 20歳未満非就業者数別にみた消費支出および消費税の負担水準（20歳未満非就業者数別・換算前）

単位:万円ウエイト	年間収入	消費支出											うち非課税支出					消費税		消費性向	実効税率		
		(a)	(b)		(c)	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他	住居	保健医療	保険料	教育	その他			(d=[b-c]	(d1=b1
			*5/105)	*5/105)																		(e=b/a)	(f=d/a)
平均	35.16	583.9	336.4	81.8	26.2	20.0	10.6	15.9	13.4	45.9	14.1	36.8	71.8	49.5	15.9	10.6	10.2	11.2	1.6	13.7	3.9	57.6%	2.3%
(1) 0人	24.74	530.8	308.7	76.1	27.9	18.0	10.2	14.9	13.0	40.2	2.5	35.5	70.3	39.4	15.7	10.1	9.2	2.5	1.8	12.8	3.6	58.2%	2.4%
(2) 1人	3.98	703.6	408.9	89.0	26.5	23.9	11.6	18.8	14.3	63.1	36.7	36.5	88.7	76.7	19.5	11.9	13.0	31.7	0.7	15.8	4.2	58.1%	2.2%
(3) 2人	4.72	710.3	394.5	96.1	20.2	24.8	11.3	17.9	14.0	57.0	42.6	41.3	69.1	71.6	15.1	11.7	12.3	31.1	1.3	15.4	4.6	55.5%	2.2%
(4) 3人	1.57	730.5	407.8	106.8	16.1	27.0	11.3	18.2	15.1	56.4	50.4	44.6	61.9	71.4	11.5	12.6	11.9	35.0	0.4	16.0	5.1	55.8%	2.2%
(5) 4人	0.12	663.6	412.8	107.9	16.6	27.9	10.0	17.1	14.9	64.4	52.3	40.4	61.2	74.2	13.4	12.1	13.3	35.1	0.2	16.1	5.1	62.2%	2.4%
(6) 5人	0.02	635.4	356.5	108.4	22.6	29.1	6.5	11.7	12.4	48.8	42.9	33.1	41.1	63.7	21.6	12.9	9.5	19.7	0.0	13.9	5.2	56.1%	2.2%

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品を全国消費実態調査10大品目別に分類したもの

表9 20歳未満非就業者数別にみた消費支出および消費税の負担水準（20歳未満非就業者数別・換算後）

購入者価格表示		年間収入	消費支出				うち非課税支出										消費税		消費性向	実効税率
単位:万円	ウエイト		(a)	(b)	農林水産・食料品	(c)	出版・印刷	その他の化学製品	保険	住宅賃貸料	医療・保健衛生	介護	他の個人サービス	政府・教育	政府・その他	非営利・教育	(d=[b-c]	(d1=b1		
							(c25)	(c30)	(c57)	(c59)	(c70)	(c71)	(c81)	(c84)	(c85)	(c86)	*5/105)	*5/105)		
平均	35.16	583.9	474.3	102.0	84.1	0.1	3.2	20.4	21.8	19.3	1.4	3.5	2.4	3.9	8.0	18.6	4.9	81.2%	3.2%	
(1) 0人	24.74	530.8	439.4	95.2	70.1	0.0	3.3	18.5	21.6	18.6	1.7	4.1	0.2	0.0	2.1	17.6	4.5	82.8%	3.3%	
(2) 1人	3.98	703.6	566.6	115.2	122.6	0.3	3.0	26.0	26.8	20.8	0.6	1.5	5.2	14.7	23.8	21.1	5.5	80.5%	3.0%	
(3) 2人	4.72	710.3	549.5	117.5	114.3	0.4	2.9	24.7	20.8	20.4	0.7	3.0	7.8	12.5	21.2	20.7	5.6	77.4%	2.9%	
(4) 3人	1.57	730.5	556.7	127.4	111.1	0.7	2.9	23.9	15.7	22.8	0.4	1.0	11.9	11.3	20.6	21.2	6.1	76.2%	2.9%	
(5) 4人	0.12	663.6	560.0	126.3	116.3	0.4	2.5	26.7	18.5	21.8	0.0	0.5	13.9	12.6	19.4	21.1	6.0	84.4%	3.2%	
(6) 5人	0.02	635.4	497.3	126.2	129.8	0.3	2.5	19.0	29.7	16.2	0.0	0.0	13.0	43.4	5.7	17.5	6.0	78.3%	2.8%	

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品をSNA産業連関表ベースの87セクター別に分類したもの

表 1 0 世帯類型別にみた消費支出および消費税の負担水準（世帯類型別・換算前）

単位：万円	ウェイト	年間収入	消費支出											うち非課税支出					消費税		消費性向	実効税率			
			(a)	(b)	(b1)									(c)	住居	保健医療	保険料	教育	その他	(d=[b-c] *5/105)			(d1=b1 *5/105)	(e=b/a)	(f=d/a)
					食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽												
平均	35.16	583.9	336.4	81.8	26.2	20.0	10.6	15.9	13.4	45.9	14.1	36.8	71.8	49.5	15.9	10.6	10.2	11.2	1.6	13.7	3.9	57.6%	2.3%		
(1) 夫婦のみ	7.74	559.5	342.5	84.8	25.9	19.7	12.3	18.3	17.3	43.9	0.1	41.2	80.9	36.9	10.7	13.5	10.9	0.1	1.8	14.5	4.0	81.2%	2.6%		
(2) 夫婦と子供1人	4.94	702.2	387.1	90.8	24.5	22.8	12.8	18.2	15.4	57.1	13.7	38.8	93.0	54.2	15.8	12.5	13.0	11.6	1.3	15.9	4.3	55.1%	2.3%		
(3) 夫婦と子供2人	4.86	747.6	405.3	96.0	20.9	24.5	11.4	18.1	14.0	58.0	42.0	40.6	79.8	73.9	15.4	11.3	13.1	32.9	1.2	15.8	4.6	54.2%	2.1%		
(4) 夫婦と子供3人以上	1.73	752.9	428.3	107.4	17.6	27.5	11.1	17.9	14.5	58.3	60.8	41.9	71.4	84.9	13.1	11.9	12.7	47.0	0.2	16.4	5.1	56.9%	2.2%		
(5) 男親または女親と子供	1.08	408.8	257.5	65.6	25.4	18.8	8.8	12.0	10.1	30.5	11.1	25.8	49.5	45.3	19.8	7.9	6.9	8.9	1.7	10.1	3.1	63.0%	2.5%		
(6) 夫婦とその親の世帯	0.87	794.4	448.1	105.0	24.8	26.8	16.4	21.3	20.8	57.6	0.7	40.4	134.4	40.8	2.6	19.3	14.6	0.7	3.7	19.4	5.0	56.4%	2.4%		
(7) 夫婦と子供と親の世帯	2.87	913.8	464.3	115.7	15.3	32.3	14.6	20.2	17.4	67.4	32.2	41.6	107.6	61.6	2.2	14.7	15.2	25.9	3.7	19.2	5.5	50.8%	2.1%		
(8) 単身世帯	9.89	333.5	218.2	52.9	35.0	10.9	6.0	11.9	7.0	28.6	0.0	29.3	36.6	37.1	26.0	5.0	5.1	0.0	1.0	8.6	2.5	65.4%	2.6%		
(10) その他	1.19	627.1	334.3	85.0	23.0	23.1	11.7	15.1	15.4	41.8	11.9	33.8	73.5	44.3	10.3	13.3	9.1	9.3	2.3	13.8	4.0	53.3%	2.2%		
(9) (1のうち)65歳以上の夫婦のみ	2.96	463.2	305.1	82.2	25.9	20.0	11.7	13.2	19.7	30.8	0.0	39.2	62.4	31.7	5.7	15.6	8.3	0.0	2.0	13.0	3.9	65.9%	2.8%		

注 1：非課税支出とは、消費税の非課税品を全国消費実態調査 10 大品目別に分類したもの

表 1 1 世帯類型別にみた消費支出および消費税の負担水準（世帯類型別・換算後）

購入者価格表示	単位：万円	ウェイト	年間収入	消費支出		うち非課税支出											消費税		消費性向	実効税率				
				(a)	(b)	(b1)	(c)	(c25)		(c30)	(c57)	(c59)	(c70)	(c71)	(c81)	(c84)	(c85)	(c86)			(d=[b-c] *5/105)	(d1=b1 *5/105)	(e=b/a)	(f=d/a)
								農林水産・食料	出版・印刷															
平均	35.16	583.9	474.3	102.0	84.1	0.1	3.2	20.4	21.8	19.3	1.4	3.5	2.4	3.9	8.0	18.6	4.9	81.2%	3.2%					
(1) 夫婦のみ	7.74	559.5	482.9	106.7	71.4	0.0	4.2	21.8	14.7	25.5	1.2	4.0	0.0	0.0	0.0	19.6	5.1	86.3%	3.5%					
(2) 夫婦と子供1人	4.94	702.2	556.0	119.6	99.3	0.1	3.4	26.0	21.7	23.5	0.8	2.9	2.0	10.2	8.7	21.7	5.7	79.2%	3.1%					
(3) 夫婦と子供2人	4.86	747.6	571.7	123.0	116.4	0.4	3.0	26.3	21.2	21.3	0.2	2.6	6.7	10.7	24.1	21.7	5.9	76.5%	2.9%					
(4) 夫婦と子供3人以上	1.73	752.9	585.6	134.1	124.1	0.7	2.9	25.4	18.0	22.5	0.1	0.6	11.1	10.1	32.7	22.0	6.4	77.8%	2.9%					
(5) 男親または女親と子供	1.08	408.8	363.8	84.4	73.9	0.1	2.7	13.9	27.3	13.9	1.1	3.8	2.0	2.8	6.4	13.8	4.0	89.0%	3.4%					
(6) 夫婦とその親の世帯	0.87	794.4	599.2	135.6	90.1	0.0	4.5	29.2	3.6	31.9	12.0	8.3	0.0	0.0	0.6	24.2	6.5	75.4%	3.1%					
(7) 夫婦と子供と親の世帯	2.87	913.8	637.0	149.5	104.7	0.3	4.2	30.4	3.0	26.2	4.6	8.4	6.3	4.1	17.3	25.3	7.1	69.7%	2.8%					
(8) 単身世帯	9.89	333.5	314.3	57.9	58.6	0.0	2.0	10.2	35.8	7.9	0.4	2.3	0.0	0.0	0.0	12.2	2.8	94.3%	3.7%					
(10) その他	1.19	627.1	464.6	109.5	79.6	0.2	3.8	18.2	14.1	22.1	5.2	5.3	2.2	2.4	6.2	18.3	5.2	74.1%	2.9%					
(9) (1のうち)65歳以上の夫婦のみ	2.96	463.2	429.8	101.4	63.8	0.0	5.1	16.7	7.8	27.6	2.0	4.6	0.0	0.0	0.0	17.4	4.8	92.8%	3.8%					

注 1：非課税支出とは、消費税の非課税品を SNA 産業連関表ベースの 87 セクター別に分類したもの

表 1 2 消費税の負担水準（収入 10 分位階層×年齢階層・換算後）

年齢(歳)	平均	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
		1~194	195~282	283~352	353~420	421~499	500~587	588~700	701~833	834~1,055	1,056~
平均	18.6	8.0	11.5	13.7	15.9	17.3	18.4	20.5	22.5	25.3	32.8
20~24	12.0	7.1	8.9	15.5	16.4	18.2	18.4	16.3	13.1	16.2	27.2
25~29	14.5	8.5	10.3	12.7	13.7	15.3	17.1	23.4	23.0	32.4	41.7
30~34	16.9	7.2	11.0	12.3	15.9	16.5	16.9	19.6	26.2	22.7	28.0
35~39	17.7	8.9	10.3	12.7	14.1	15.9	16.4	18.7	20.6	23.8	30.1
40~44	19.7	8.2	11.7	12.9	14.8	17.3	16.9	18.9	21.0	25.4	30.0
45~49	21.6	8.8	12.3	13.0	14.8	17.1	18.7	20.5	21.9	23.8	31.7
50~54	22.4	8.8	12.1	14.3	16.5	16.9	17.7	20.1	22.2	25.2	32.8
55~59	22.7	8.8	12.6	13.9	16.9	16.3	19.2	21.4	22.7	26.0	35.6
60~64	20.7	10.4	13.7	15.9	17.9	20.3	21.1	23.2	25.7	29.4	33.4
65~69	17.2	7.8	12.6	14.8	16.8	18.3	21.4	22.5	24.6	24.8	33.2
70~74	15.4	7.5	10.8	12.9	17.1	17.9	20.4	21.9	23.8	26.1	31.5
75~79	14.2	7.3	10.6	13.1	15.7	18.3	20.6	21.3	20.8	19.0	27.7
80~84	12.3	5.8	10.5	13.6	16.0	17.5	19.2	31.4	18.1	21.2	28.6
85~	11.1	6.3	10.7	10.9	12.0	16.9	17.4	13.1	20.2	44.4	19.1

注 1：世帯における消費税負担額（年あたり万円）

注 2：横方向に世帯の収入 10 分位、縦方向に世帯主の年齢階層を示す

表 1 3 食料品関係の消費税の負担水準（収入 10 分位階層×年齢階層・換算後）

年齢(歳)	平均	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
		1~194	195~282	283~352	353~420	421~499	500~587	588~700	701~833	834~1,055	1,056~
平均	4.9	2.6	3.3	3.8	4.2	4.6	4.9	5.3	5.7	6.4	7.8
20~24	2.0	1.5	1.7	2.1	2.2	2.3	3.7	4.4	3.4	3.6	9.3
25~29	2.7	1.8	2.3	2.4	2.6	3.1	3.0	3.5	4.4	5.2	5.4
30~34	3.8	2.3	2.9	3.4	3.5	3.4	4.0	4.5	4.4	4.7	5.2
35~39	4.4	2.8	3.4	4.1	3.7	4.2	4.2	4.5	4.8	5.6	6.2
40~44	5.0	2.8	3.7	3.8	4.3	4.6	4.8	4.9	5.2	5.9	6.9
45~49	5.9	3.4	3.9	4.1	4.8	5.0	5.3	5.5	6.0	6.4	7.8
50~54	6.2	3.1	4.0	3.7	5.1	5.1	5.4	5.9	6.2	6.9	8.2
55~59	6.0	2.8	3.7	4.5	4.8	5.3	5.5	5.9	6.2	6.8	8.2
60~64	5.5	2.9	4.0	4.8	5.1	5.5	6.0	6.1	6.5	6.8	7.7
65~69	4.8	2.7	3.6	4.2	4.7	5.3	5.7	6.2	6.1	6.6	8.1
70~74	4.3	2.5	3.2	4.0	4.8	4.8	5.7	5.8	6.0	6.8	7.6
75~79	4.0	2.4	3.2	3.9	4.4	4.9	5.2	5.5	5.8	5.2	7.4
80~84	3.7	2.3	3.4	4.0	4.5	5.2	5.6	5.9	5.5	6.1	7.6
85~	3.3	1.7	3.3	3.7	4.2	5.4	4.2	4.1	5.5	8.3	4.9

注 1：世帯における食料品関係（農林水産物および食料品）の消費税負担額（年あたり万円）

注 2：横方向に世帯の収入 10 分位、縦方向に世帯主の年齢階層を示す

表 1 4 消費税の実効税率（収入 10 分位階層×年齢階層・換算後）

年齢(歳)	平均	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
		1~194	195~282	283~352	353~420	421~499	500~587	588~700	701~833	834~1,055	1,056~
平均	3.2%	6.0%	4.8%	4.3%	4.1%	3.8%	3.4%	3.2%	2.9%	2.7%	2.3%
20~24	4.2%	4.8%	3.8%	4.9%	4.2%	4.0%	3.5%	2.7%	1.8%	1.7%	2.3%
25~29	3.6%	6.4%	4.3%	4.0%	3.5%	3.4%	3.2%	3.7%	3.0%	3.5%	3.6%
30~34	3.3%	5.2%	4.6%	3.8%	4.1%	3.6%	3.2%	3.1%	3.5%	2.4%	2.3%
35~39	3.0%	6.4%	4.2%	3.9%	3.5%	3.4%	3.0%	2.9%	2.7%	2.6%	2.3%
40~44	2.9%	6.4%	4.8%	4.0%	3.8%	3.8%	3.1%	2.9%	2.8%	2.7%	2.2%
45~49	2.8%	6.5%	5.1%	4.0%	3.8%	3.7%	3.5%	3.2%	2.9%	2.5%	2.3%
50~54	2.8%	6.3%	5.1%	4.5%	4.3%	3.6%	3.2%	3.1%	2.9%	2.7%	2.4%
55~59	3.0%	6.8%	5.1%	4.3%	4.3%	3.5%	3.5%	3.3%	3.0%	2.8%	2.5%
60~64	3.6%	8.2%	5.7%	5.0%	4.6%	4.4%	3.9%	3.6%	3.4%	3.1%	2.2%
65~69	3.7%	5.8%	5.2%	4.7%	4.4%	4.0%	3.9%	3.5%	3.3%	2.7%	2.2%
70~74	3.6%	5.4%	4.5%	4.1%	4.4%	3.9%	3.8%	3.4%	3.1%	2.8%	1.9%
75~79	3.5%	5.5%	4.6%	4.1%	4.1%	4.0%	3.8%	3.3%	2.7%	2.1%	1.8%
80~84	3.7%	4.5%	4.4%	4.3%	4.1%	3.9%	3.5%	4.9%	2.4%	2.3%	1.7%
85~	3.2%	5.1%	4.4%	3.5%	3.1%	3.7%	3.2%	2.0%	2.7%	4.7%	1.1%

注 1：実効税率＝消費税／世帯の年間収入

注 2：横方向に世帯の収入 10 分位、縦方向に世帯主の年齢階層を示す

表 1 5 消費税の負担水準（収入 10 分位階層×世帯人員・換算後）

世帯人員	平均	I 1~194	II 195~282	III 283~352	IV 353~420	V 421~499	VI 500~587	VII 588~700	VIII 701~833	IX 834~1,055	X 1,056~
平均	18.6	8.0	11.5	13.7	15.9	17.3	18.4	20.5	22.5	25.3	32.8
(1) 1人	12.2	7.1	10.6	12.9	14.8	15.7	15.6	19.0	19.5	18.5	
(2) 2人	18.9	10.0	12.3	14.3	16.8	18.5	20.1	21.6	23.1	25.4	32.3
(3) 3人	21.5	11.9	14.0	14.4	15.8	17.6	18.9	21.2	23.3	26.3	32.7
(4) 4人	22.0	11.6	13.0	14.1	15.8	17.0	17.7	19.8	22.5	25.5	32.7
(5) 5人	23.8	13.3	14.4	13.6	15.4	17.7	19.1	20.2	22.1	26.6	34.1
(6) 6人	25.2	14.1	13.6	20.1	17.9	15.4	20.7	20.9	24.4	25.9	32.3
(7) 7人	24.4	10.2	13.5	20.5	18.0	16.3	18.6	20.7	21.9	25.8	30.8

注 1：世帯における消費税負担額（年あたり万円）

注 2：横方向に世帯の収入 10 分位、縦方向に世帯人員を示す

表 1 6 消費税の実効税率（収入 10 分位階層×世帯人員・換算後）

世帯人員	平均	I 1~194	II 195~282	III 283~352	IV 353~420	V 421~499	VI 500~587	VII 588~700	VIII 701~833	IX 834~1,055	X 1,056~
平均	3.2%	6.0%	4.8%	4.3%	4.1%	3.8%	3.4%	3.2%	2.9%	2.7%	2.3%
(1) 1人	3.7%	5.4%	4.5%	4.1%	3.8%	3.5%	2.9%	3.0%	2.6%	2.0%	
(2) 2人	3.5%	7.3%	5.0%	4.5%	4.4%	4.0%	3.7%	3.4%	3.0%	2.7%	2.2%
(3) 3人	3.1%	8.8%	5.7%	4.5%	4.1%	3.8%	3.5%	3.3%	3.0%	2.8%	2.3%
(4) 4人	2.9%	8.6%	5.3%	4.4%	4.0%	3.7%	3.3%	3.1%	2.9%	2.7%	2.3%
(5) 5人	2.9%	10.6%	6.0%	4.2%	3.9%	3.8%	3.5%	3.1%	2.9%	2.8%	2.4%
(6) 6人	2.7%	10.8%	5.4%	6.2%	4.6%	3.3%	3.8%	3.2%	3.2%	2.8%	2.2%
(7) 7人	2.7%	7.8%	5.4%	6.2%	4.6%	3.6%	3.4%	3.2%	2.8%	2.7%	2.2%

注 1：実効税率＝消費税／世帯の年間収入

注 2：横方向に世帯の収入 10 分位、縦方向に世帯人員を示す

表 1 7 世帯員 1 人当たりの消費税負担水準（収入 10 分位階層×世帯人員・換算後）

世帯人員	平均	I 1~194	II 195~282	III 283~352	IV 353~420	V 421~499	VI 500~587	VII 588~700	VIII 701~833	IX 834~1,055	X 1,056~
(1) 1人	12.2	7.1	10.6	12.9	14.8	15.7	15.6	19.0	19.5	18.5	
(2) 2人	9.4	5.0	6.2	7.1	8.4	9.3	10.0	10.8	11.6	12.7	16.2
(3) 3人	7.2	4.0	4.7	4.8	5.3	5.9	6.3	7.1	7.8	8.8	10.9
(4) 4人	5.5	2.9	3.2	3.5	3.9	4.2	4.4	5.0	5.6	6.4	8.2
(5) 5人	4.8	2.7	2.9	2.7	3.1	3.5	3.8	4.0	4.4	5.3	6.8
(6) 6人	4.2	2.4	2.3	3.3	3.0	2.6	3.4	3.5	4.1	4.3	5.4
(7) 7人	3.5	1.5	1.9	2.9	2.6	2.3	2.7	3.0	3.1	3.7	4.4

注 1：世帯における世帯員 1 人当たりの消費税負担額（＝消費税／世帯人員）（年あたり万円）

注 2：横方向に世帯の収入 10 分位、縦方向に世帯人員を示す

表18 世帯員1人当たりの消費税負担水準（収入10分位階層×世帯人員・換算後）

		I 1~194	II 195~282	III 283~352	IV 353~420	V 421~499	VI 500~587	VII 588~700	VIII 701~833	IX 834~1,055	X 1,056~	
(1)	1人	0人	7.1	10.6	12.9	14.8	15.7	15.6	19.0	19.5	18.5	
(2)	2人	0人	5.1	6.2	7.2	8.4	9.3	10.1	10.8	11.6	12.7	16.2
		1人	4.2	5.6	5.7	6.3	7.4	8.3	7.9	11.6	9.5	12.3
(3)	3人	0人	4.7	4.9	4.9	5.6	5.9	6.6	7.3	8.0	9.1	11.2
		1人	3.6	4.5	4.8	4.9	5.8	5.9	6.8	7.5	8.1	9.9
		2人	3.0	3.9	4.4	5.3	6.0	5.7	6.4	5.8	7.1	7.2
(4)	4人	0人	2.8	3.5	4.0	4.3	5.3	5.0	5.1	5.6	6.6	8.3
		1人	2.6	3.4	4.2	4.4	4.4	4.6	5.6	6.1	6.7	8.8
		2人	3.0	3.1	3.3	3.8	4.0	4.3	4.8	5.5	6.1	7.7
		3人	3.0	3.0	2.9	2.9	4.4	3.8	4.4	6.8	6.4	5.5
(5)	5人	0人	3.5	3.1	2.8	3.0	4.0	4.1	4.4	4.4	5.9	7.5
		1人	3.3	2.6	2.7	3.1	3.3	3.9	4.0	4.4	5.4	6.6
		2人	2.4	2.8	3.0	3.3	4.0	3.9	4.2	4.6	5.4	6.7
		3人	2.3	3.0	2.6	3.0	3.4	3.7	3.9	4.4	4.9	6.2
		4人	2.3	2.3	1.4		2.0	2.0	3.3	2.9	14.1	
(6)	6人	0人		4.1	3.0	4.7	2.4	3.1	4.6	4.1	4.4	5.6
		1人	3.1	2.5	4.3	2.0	2.0	3.0	4.3	3.6	3.7	6.1
		2人	2.8	2.2	3.2	3.4	2.8	3.5	3.1	4.1	4.4	5.2
		3人	2.2	1.9	2.3	3.0	2.7	4.0	3.5	3.9	4.5	4.8
		4人	1.5	2.2	4.4	2.7	2.3	2.9	3.5	4.8	4.4	4.5
		5人	0.9	1.6	1.8	1.3						
(7)	7人	0人				2.7	0.8	3.0	2.6	5.3		3.7
		1人	1.8				2.7	1.8	2.9	4.0	2.7	4.8
		2人	1.7		1.6	3.0	2.8	2.7	3.0	3.1	3.6	4.7
		3人	0.9	2.2	4.6	2.4	2.3	2.8	3.0	3.0	3.8	4.2
		4人			2.4	2.3	2.3	3.0	2.3	2.6	3.6	4.9
		5人	1.6	1.5	2.0		2.3	2.3	2.8	2.5	2.5	4.6

注1：世帯における世帯員1人当たりの消費税負担額（＝消費税／世帯人員）（年あたり万円）

注2：横方向に世帯の収入10分位、縦方向における第1列は世帯人員、第2列は20歳未満非就業者数を示す。